

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年11月28日提出
【計算期間】	第18期 特定期間 （自 平成24年 3 月 3 日 至 平成24年 9 月 3 日）
【ファンド名】	スター・マンスリープラス
【発行者名】	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 数間 浩喜
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【事務連絡者氏名】	近江 正芳
【連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【電話番号】	03-5290-3423
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して、「損保ジャパン・TCW・MBSマザーファンド」および「損保ジャパン日本株マザーファンド」（以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として積極的な運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 当ファンドの商品分類の定義 >

項目	該当する 商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	資産複合	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投信のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル	ファミリーファン ド	あり ()
一般	年 2 回	日本	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
大型株	年 4 回	北米		
中小型株	年 6 回 (隔月)	欧州		
債券	年12回	アジア		
一般	(毎月)	オセアニア		
公債	日々	中南米		
社債	その他 ()	アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株 式、債券) (資産 配分固定型)))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

(注3) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<当ファンドの属性区分の定義>

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）（資産配分固定型）））	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式及び債券に投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書又は信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	北米・日本	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域及び日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<ファンドの特色>

当ファンドは、主として「損保ジャパン・TCW・MBSマザーファンド」および「損保ジャパン日本株マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、主に米国ドル建て住宅ローン債権担保証券（モーゲージ証券、以下「MBS」といいます。）および日本の株式に投資します。なお、米国ドル建のMBS（Mortgage Backed Securities）、わが国の株式に直接投資する場合があります。ここでMBSとは、モーゲージローンを担保に証券化された確定利付パススルー証券、変動金利モーゲージ証券（Adjustable Rate Mortgage；ARM）、パススルー証券を担保に発行されたモーゲージ担保債務証書（Collateralized Mortgage Obligation；CMO）などのモーゲージ証券を総称したものをいいます。なお、一部米国国債、米国政府系機関の発行した債券およびモーゲージ以外の債権（例：自動車ローンなど）を証券化した資産担保証券（Asset Backed Securities；ABS）に投資する場合があります。

当ファンドの運用は、バークレイズ米国MBSインデックス（円ベース）80%と東証株価指数（TOPIX）20%の合成インデックスを上回る収益率の獲得およびリスクの分散を図ることを目指します。

バークレイズ米国MBSインデックスは、バークレイズ・バンク・ビーエルシーおよび関連会社（バークレイズ）が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、エージェンシー発行のMBS市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。

各マザーファンドの受益証券の組入比率は、下記の資産配分比率を基準とします。

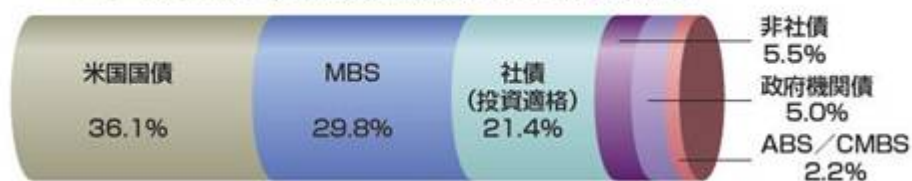
「損保ジャパン・TCW・MBSマザーファンド」	80%
「損保ジャパン日本株マザーファンド」	20%

MBSへの投資は、主として損保ジャパン・TCW・MBSマザーファンドの受益証券への投資を通じて行います。

実質米国ドル建て資産については、原則としてヘッジを行いません。

MBSは、主として住宅ローンを担保に発行された証券であり、米国国債と比較して高い利回りが魅力の投資対象です。MBSには、政府抵当金庫（GNMA：Government National Mortgage Association）、連邦抵当金庫（FNMA：Federal National Mortgage Association）、連邦住宅金融抵当公社（FHLMC：Federal Home Loan Mortgage Corporation）という政府機関または政府系機関（これらを総称してエージェンシーといいます。）の発行または支払保証が付されたものや、優先劣後構造や保険などの信用補強によりAA以上の格付けを取得している民間発行のものなどがあります。ただし、民間機関のMBSは、政府機関または政府系機関による元本及び金利の支払い保証が付帯されておりません。なお、MBSは多数の住宅ローンを担保として発行されますので、担保となる住宅ローンの中にはいわゆるサブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅融資）と考えられる信用力の低いものも一部含まれています。

米国債券市場の残高構成（2012年10月末現在）



（出所：パークレイズ）

- ・ABSとは、自動車ローンやクレジット債権などを裏付け（原資産）に発行された資産担保証券です。
- ・CMBSとは、商業用不動産ローンを裏付け（原資産）に発行されたコマーシャル・モーゲージ・バック証券です。
- ・非社債とは、国際金融機関などが発行する債券です。
- ・グラフ・データは、過去の実績を示したものであり、将来の結果を保証するものではありません。
- ・端数処理の関係上、合計が100%とならない場合があります。

MBSの投資対象証券は、米国政府または米国政府系機関保証のもの、またはAA格相当以上の長期格付が付与されている民間発行のものに限ります。また、ポートフォリオの平均格付けは高位に維持することを目指し、信用リスクの低減に努めます。

格付とは

債券などの元本および利息の支払いが償還まで当初契約どおり行われるかの確実性を評価したものです。投資する債券が債務不履行を起こす可能性があるかどうかを推測する上で重要な判断材料となります。一般的に格付けはAAA、AAなどの英文字の記号で表記されます。格付機関によって定義が同一とは限りません。一般的にはAAAが最も債務不履行の可能性が低いことを表しています。

[平均格付について]

- ・各銘柄の格付をポイント化し、時価総額により加重平均したものを、マザーファンドの「平均格付」とします。
- ・平均格付は、委託会社およびTCW INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY（以下「TCW」といいます。）独自の考え方によるものであり、一般的な格付とは異なる場合があります。
- ・複数の異なる格付を取得している場合には、高い格付を採用します。
- ・ただし、投資対象証券の信用状況の変化等があった場合等は、基準を見直すことがあります。

平均格付は、当ファンドが保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、当ファンドに係る信用格付ではありません。

損保ジャパン - TCW・MBSマザーファンドは、バークレイズ米国MBSインデックスを上回る収益率の獲得およびリスクの分散を図ることを目指します。

損保ジャパン - TCW・MBSマザーファンドの米国ドル建てMBS運用にかかる権限を、TCWに委託します。

TCWについて

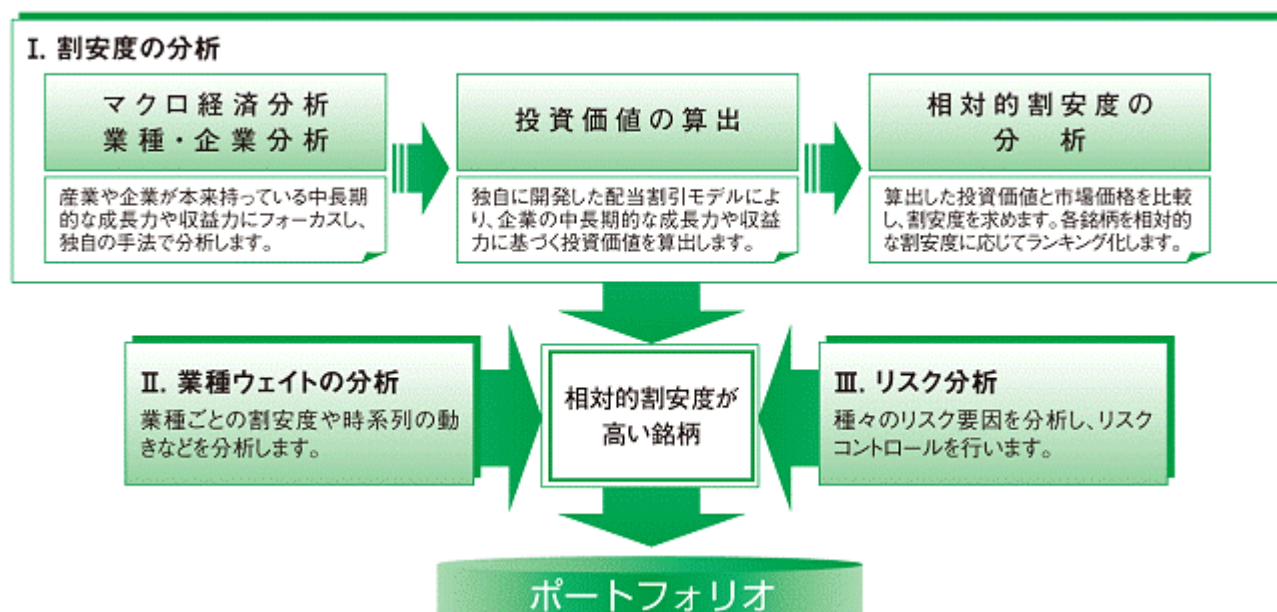
1971年設立。ロサンゼルスを拠点とするTCWグループ傘下の運用会社です。2012年7月末現在の同グループの運用資産は、約1,312億ドル（約10兆2,559億円）です。また、TCWグループはMBS運用で20年以上の実績があり、約244億ドル（約1兆9,073億円）のMBSポートフォリオを運用しております。

2012年7月末時点の為替レートで換算。

日本の株式への投資は、主として損保ジャパン日本株マザーファンドの受益証券への投資を通じて行います。

損保ジャパン日本株マザーファンド

ポートフォリオ構築の手順



組入れ債券の利息等収益を中心に、原則として毎月分配を行います。

原則、毎月2日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、債券の利子収入を中心に毎月安定的な分配を行い、毎年6月、12月の決算時には配当収入及び売買益（評価損益を含みます。）を上乗せして分配することを基本方針とします。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

＜収益分配金に関する留意事項＞

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

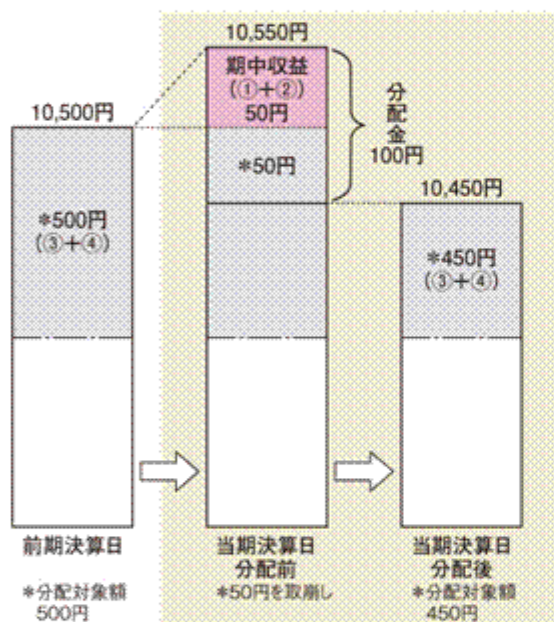
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



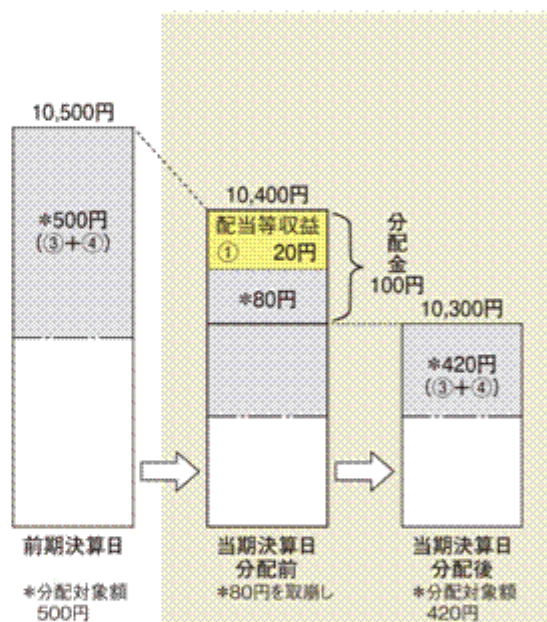
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

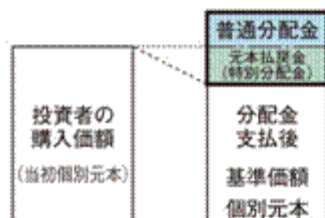


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

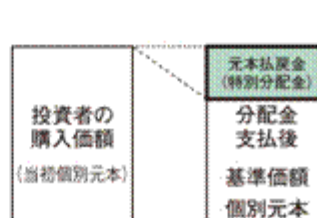
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を上回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（２）【ファンドの沿革】

平成15年9月18日 信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

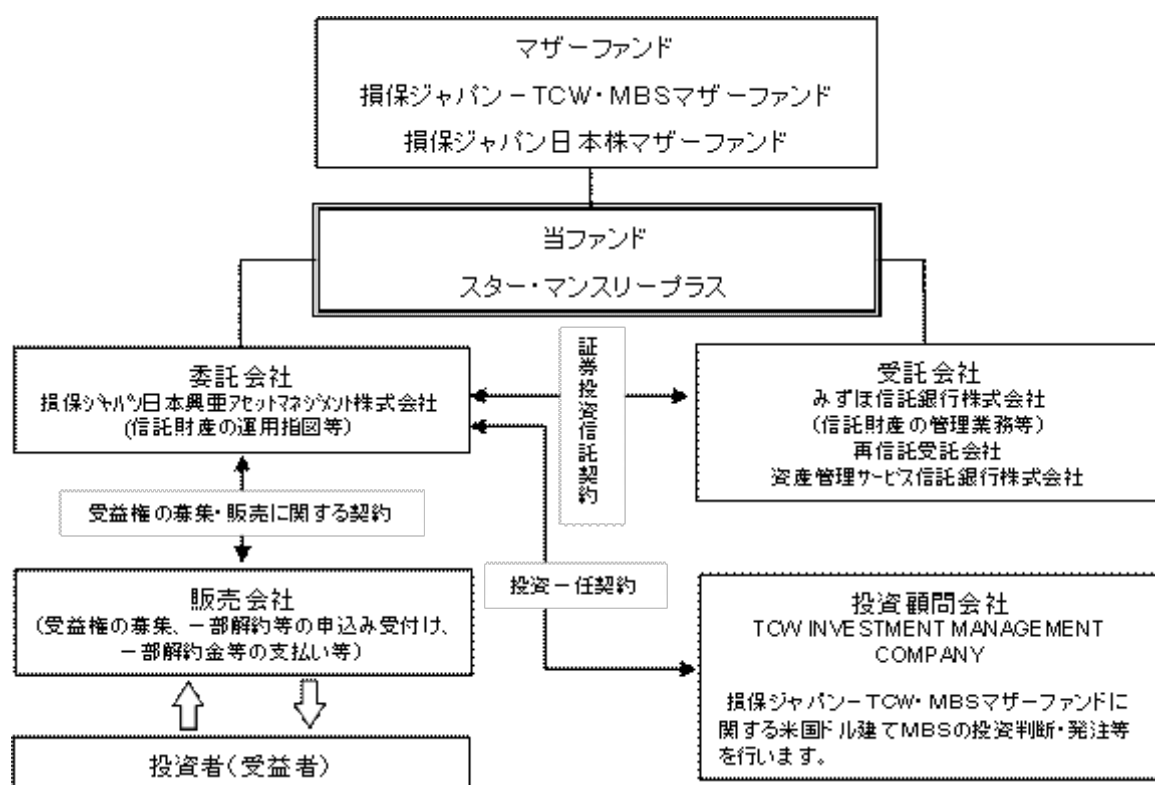
ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」（「スター・マンスリープラス」）とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」（「損保ジャパン・TCW・MBSマザーファンド」および「損保ジャパン日本株マザーファンド」）に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



「損保ジャパン・TCW・MBSマザーファンド」および「損保ジャパン日本株マザーファンド」には、スター・マンスリープラス以外にも当該マザーファンドに投資するファンド（ベビーファンド）があります。また、今後当該マザーファンドに投資する他のファンドが設定される場合もあります。

ファンドの関係法人図



ファンドの関係法人

- () 委託会社または委託者：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。
- () 販売会社
委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金、収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。
受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者および登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。
- () 受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社)
委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
- () 投資顧問会社：TCW INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY（以下、「TCW」といいます。）
委託会社との基本投資一任契約に基づいて、「損保ジャパン - TCW・MBSマザーファンド」に関して、米国ドル建てMBSの運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

委託会社等の概況

- () 資本金の額 1,550百万円(平成24年10月末現在)
- () 委託会社の沿革
- | | |
|------------|--|
| 昭和61年2月25日 | 安田火災投資顧問株式会社設立 |
| 昭和62年2月20日 | 投資顧問業の登録 |
| 昭和62年9月9日 | 投資一任業務の認可取得 |
| 平成3年6月1日 | ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリンソン投資顧問株式会社に商号変更 |
| 平成10年1月1日 | 安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更 |
| 平成10年3月3日 | 安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更 |
| 平成10年3月31日 | 証券投資信託委託業の免許取得 |
| 平成14年7月1日 | 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 平成19年9月30日 | 金融商品取引業者として登録 |
| 平成22年10月1日 | ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更 |

() 大株主の状況(平成24年10月末現在)

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
N K S J ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	19,027	79.0
ザ・ティーシーダブリュー グループ・インク	米国カリフォルニア州 ロサンゼルス市 南フィグエロア通り865番地	5,058	21.0
合 計		24,085	100.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a . 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

b . 運用方針

投資対象

「損保ジャパン - T C W ・ M B S マザーファンド」および「損保ジャパン日本株マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、米国ドル建の M B S (Mortgage Backed Securities)、わが国の株式に直接投資する場合もあります。ここで M B S とは、モーゲージローンを担保に証券化された確定利付パススルー証券、変動金利モーゲージ証券(Adjustable Rate Mortgage ; A R M)、パススルー証券を担保に発行されたモーゲージ担保債務証券(Collateralized Mortgage Obligation ; C M O)などのモーゲージ証券を総称したものをいいます。なお、一部米国国債、米国政府系機関の発行した債券およびモーゲージ以外の債権（例：自動車ローンなど）を証券化した資産担保証券(Asset Backed Securities ; A B S)に投資場合があります。

注）・ M B S は、主として住宅ローンを裏付け（原資産）に発行された証券であり、住宅ローンからのキャッシュフロー（利払い・元本返済）をそのままの形（一定の手数料控除後）で利払い、償還に充てるタイプ（パススルー証券）が多くみられます。

M B S には民間発行のものもあります。また、民間機関の M B S は、政府機関または政府系機関による元本及び金利の支払い保証が付帯されておりません。

- ・ モーゲージ・パススルー証券を裏付け（原資産）に発行された証券に、モーゲージ担保債務証券（C M O : Collateralized Mortgage Obligation）があります。C M O は、原資産のモーゲージ証券のキャッシュフローを組み替え、期間や金利など多種多様なクラス（トランシェ）に分割して発行されます。（特殊なものに、クーポン部分と元本部分に分離した I O （Interest Only） / P O （Principal Only）があります。）
- ・ M B S には固定金利建てが多くみられますが、変動金利建て（A R M : Adjustable Rate Mortgage）もあります。（指標金利の上昇に連動して、金利が上昇するタイプ（上限付もあります。）、逆に金利が低下するタイプ（インバース・フローター）等）

投資態度

() 主として上記のマザーファンドの受益証券等に投資し、バークレイズ米国 M B S インデックス（円ベース）80％と東証株価指数（TOPIX）20％の合成インデックスを上回る収益率の獲得およびリスクの分散を図ることを目指します。

() 各マザーファンドの受益証券の組入比率は、下記の資産配分比率を基準とします。

「損保ジャパン - T C W ・ M B S マザーファンド」	80％
「損保ジャパン日本株マザーファンド」	20％

- () MBSの運用にあたっては、独特なリターンとリスクの特性分析に留意し個別銘柄選定とポートフォリオ構築を行ない、デュレーションをバークレイズ米国MBSインデックスのデュレーションから上下1.5年の範囲内に維持しつつアクティブに運用することを基本とします。
- () MBSの投資対象証券は、米国政府または米国政府系機関保証のもの、またはA A格相当以上の長期格付が付与されている民間発行のものに限ります。
- () 実質米国ドル建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- () 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。また、投資環境によっては、防衛的な観点から委託会社の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

当ファンドの主要な投資対象はマザーファンドであるため、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。「損保ジャパン・TCW・MBSマザーファンド」におけるMBSの運用にかかる権限をTCW INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY（以下、TCWといいます。）に委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
TCW INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY (ティーシーダブリュ・インベストメント・マネジメント・カンパニー)	米国カリフォルニア州ロサンゼルス市南フィグエロア通り865番地	米国ドル建てMBSの運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。	当ファンドに属する「損保ジャパン・TCW・MBSマザーファンド」の時価総額に、計算期間を通じ、毎日、年率0.35%を乗じて得た額が、当ファンドの信託財産から支払われます。

(2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- () 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- イ．有価証券
- ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限ります。）
- ハ．金銭債権
- ニ．約束手形
- () 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「損保ジャパン・TCW・MBSマザーファンド」および「損保ジャパン日本株マザーファンド」（以下、それぞれ「親投資信託」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 株券または新株引受権証書
- 国債証券
- 地方債証券

- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
- 7．コマーシャル・ペーパー
- 8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記 1. から 7. までの証券または証書の性質を有するもの
- 9．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券および外国の者の発行する証券または証書で、新株引受権証券または分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 10．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第10号で定めるものをいいます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
- 11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第18号で定めるものをいいます。）
- 12．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前記 1. の証券または証書および 6. の証券または証書ならびに 8. の証券または証書のうち 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から 5. までの証券および 8. の証券または証書のうち 2. から 5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前記 5. の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1. から 6. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

ａ．委託会社の運用体制と社内規程

（運用体制）

投信投資戦略会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。

各資産投資戦略会議は、投信投資戦略会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、運用計画を策定します。

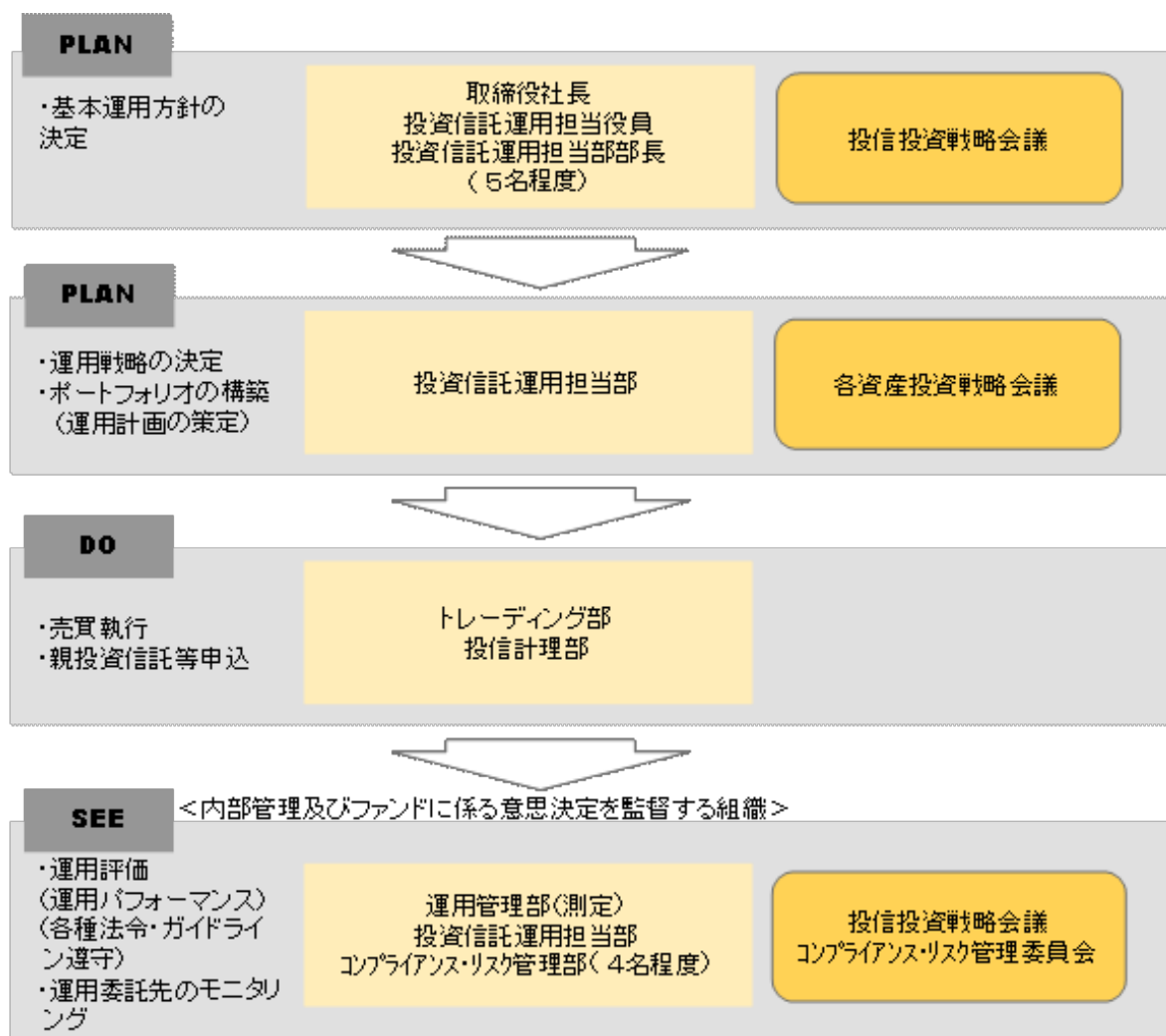
各資産投資戦略会議で策定された運用計画に基づき、トレーディング部が最良執行の観点から売買を執行します。

運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、投信投資戦略会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

（社内規程）

社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



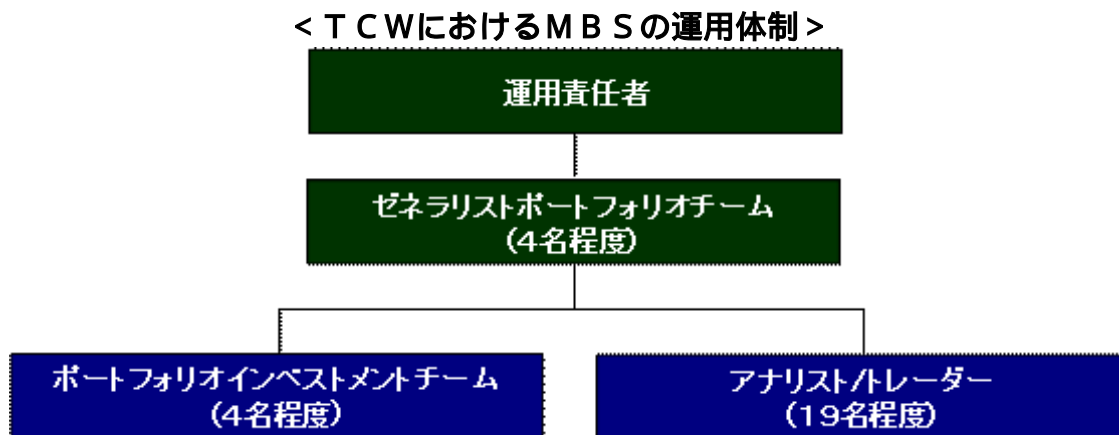
※平成24年10月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

b. 運用委託先の運用体制等

マザーファンドの運用委託先であるTCWでは、以下のような運用体制によりMBS運用を行っております。

委託会社とTCWの間では、マザーファンドのMBS運用にかかる投資一任契約が締結されており、当マザーファンドの運用の基本方針や投資制限が、信託約款と同様に遵守しなければならない内容として「運用ガイドライン」の中に定められております。

TCWでは、専任のコンプライアンス・オフィサーが、全ての取引について約定をポートフォリオに反映させる前にガイドラインの遵守を確認し、承認の署名をします。



（注）平成24年6月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則毎月2日。ただし休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定しますが、原則として、債券の利子収入を中心に毎月安定的な分配を行い、毎年6月、12月の決算時には配当収入及び売買益（評価損益を含みます）を上乗せして分配することを基本方針とします。

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

a. 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の70%未満とします。

MBSの投資において、パススルー証券の元本と金利部分を分離して発行されたPO(Principal Only)およびIO(Interest Only)の実質投資割合は、取得時において各々純資産総額の5%以内とします。

CMO（モーゲージ担保債務証券（Collateralized Mortgage Obligation））の一種で、クーポンが一定の条件式に従って指標となる市場金利等の動きとは逆の方向に変動するインバース・フローターの実

質投資割合は、取得時において純資産総額の15%以内とします。

投資する株式等の範囲

- () 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- () 前記（ ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式等への投資制限

- () 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産価額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- () 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産価額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託受益証券を除きます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- () 前記（ ）の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1．信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2．株式分割により取得する株券
 - 3．有償増資により取得する株券
 - 4．売出により取得する株券
 - 5．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託

財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図および範囲

- （ ） 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
- （ ） 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- （ ） 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は現金に限るものとします。

スワップ取引の運用指図および範囲

- （ ） 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- （ ） スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （ ） スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下、（ ）において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその越える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- （ ） スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- （ ） 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

- （ ） 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- （ ） 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- () 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下（ ）において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額と親投資信託の信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（親投資信託の信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- () 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下（ ）において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（親投資信託の信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下（ ）において「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- () 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- () 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 前記1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- () 前記()の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- () 前記()の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- () 前記()および()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証

券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

（参考）「損保ジャパン・TCW・MBSマザーファンド」の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

2. 運用方針

（1）投資対象

米国ドル建のMBS(Mortgage Backed Securities)を主要投資対象とします。ここでMBSとは、モーゲージローンを担保に証券化された確定利付パススルー証券、変動金利モーゲージ証券(Adjustable Rate Mortgage ; ARM)、パススルー証券を担保に発行されたモーゲージ担保債務証書(Collateralized Mortgage Obligation ; CMO)などのモーゲージ証券を総称したものをいいます。なお、一部米国国債、米国政府系機関の発行した債券およびモーゲージ以外の債権（例：自動車ローンなど）を証券化した資産担保証券(Asset Backed Securities ; ABS)に投資する場合があります。

（2）投資態度

主として米国ドル建のMBSに分散投資し、米国ドルベースでバークレイズ米国MBSインデックスを上回る収益率の獲得およびリスクの分散を図ることを目指します。

運用にあたっては、TCW INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY（米国）に米国ドル建MBSの運用指図に関する権限を委託します。

将来の金利予測に基づく投資判断ではなく、ポートフォリオ構成と個別銘柄の選択によって中長期的なベンチマークに対する超過収益を追求します。MBSは期限前償還リスクなどがあるため、同じ格付け等同様の条件の債券などと比べ、相対的に高い利回りを得られる可能性があります。

運用にあたっては、MBSの独特なリターンとリスクの特性分析に留意し個別銘柄選定とポートフォリオ構築を行ない、デュレーションをベンチマークであるバークレイズ米国MBSインデックスのデュレーションから上下1.5年の範囲内に維持しつつアクティブに運用することを基本とします。なお、ベンチマークのデュレーションは変化します。

MBSへの投資割合は、原則として高位とします。

投資対象証券は、米国政府または米国政府系機関保証のもの、またはAA格相当以上の長期格付けが付与されている民間発行のものに限ります。

米国ドル建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

（3）投資制限

MBSの投資において、パススルー証券の元本と金利部分を分離して発行されたPO(Principal Only)およびIO(Interest Only)の組入れは、取得時において各々純資産総額の5%以内とします。

CMOの一種で、クーポンが一定の条件式に従って指標となる市場金利等の動きとは逆の方向に変動するインバース・フローターの組入れは、取得時において純資産総額の15%以内とします。

株式への投資は転換社債を転換または新株予約権の新株予約権行使により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第17条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第18条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第19条の範囲で行います。

（参考）「損保ジャパン日本株マザーファンド」の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

2. 運用方針

（1）投資対象

わが国の株式を主要投資対象といたします。

（2）投資態度

主としてわが国の上場株式及び店頭登録銘柄に投資し、長期的運用を行います。

転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）や新株引受権証券および新株予約権証券（外貨建てを含みます。）等に投資する場合があります。

株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の50%超（高位に維持）を基本とします。なお、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ」取引といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用を図るため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。

信用取引の指図は、信託財産が保有する当該銘柄の株式数、転換社債に係る転換可能株式数、新株引受権

付社債及び新株引受権証券の引受権または新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権行使可能株式数での売付（現渡しまたは買戻しによる決済も可能とします。）に限り行うことができます。

日本株式の銘柄選択は、以下のように行います。

日本株式の投資候補銘柄群を、日経株価指数300の構成銘柄をベースに全上場銘柄から、時価総額、売買流動性、信用リスク、事業内容等を勘案して決定します。

マクロ経済分析、産業動向分析により、経済のファンダメンタルズ分析を行った上で、独自の株式評価モデルを利用して、各銘柄の投資価値（適正株価）を算出します。

株式評価モデルでは、アナリストが各企業の売上高成長率、売上高営業利益率、投資資産利回りなどの予測を行い、将来の業績予想を入力します。この分析をもとに推計した将来の配当の現在価値の合計値を求めたものが、株式の投資価値（適正株価）であると考えています。

各銘柄の適正株価と市場価格を比較することで、全投資候補銘柄群の相対的割安度をランキングします。

このランキングに基づいて、割安度の高い銘柄を中心に、業種ウェイトとリスク分析を加味した上でポートフォリオを構築します。最終的に組入銘柄を決定する際には、アナリストによる候補企業の業績予想を再度チェックし、信用リスク、当面の業績動向や株価に悪影響を与えるリスクシナリオなどの検討を行います。

（３）投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30％以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第17条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第18条の範囲で行います。

金利先渡し取引及び為替先渡し取引は、信託約款第19条の範囲で行います。

３【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているのではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

価格変動リスク

当ファンドでは、ＭＢＳを保有します。債券の市場価格は、通常は、金利が上昇すると価格が下落し、低下すると上昇します。（一部には、逆の動きをする特性を有するものもあります。）なお、金利変動の価格に影響を与える度合いは、個々のＭＢＳの特性によっても異なります。

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

MBSは多数の住宅ローンを担保として発行されますので、担保となる住宅ローンの中にはいわゆるサブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅融資）と考えられる信用力の低いものも一部含まれています。また、投資対象証券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、または、できなくなることが予想される場合には、投資対象証券の価格が大きく下落することもあります（債務不履行の場合、予定されていた利息および償還金が支払われないこともあります。）。

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

MBSを売買しようとする際に、市場の流動性が著しく低下している場合があります。この場合、MBSの価格が大きく変動することがあり、これにともない当ファンドの基準価額が大きく乱高下することがあります。なお、MBSの市場は、過去に著しく流動性が低下したことがあります。

期限前償還リスク（プリペイメント・リスク）

MBSの原資産となっている住宅ローンは、一般的に金利が低下すると借換えによる返済が増え、逆に金利が上昇すると借換えによる返済が減少する傾向があります（期限前返済は金利変動の他にも様々な要因の影響を受けます。）。この場合、MBSの期限前償還の増減にともなう、金利感応度の変化によって、MBSの価格も影響を受けます。また償還された元本の再投資リスクも発生します。なお期限前償還が価格に影響を与える度合いは、各々のモーゲージ証券の特性によって様々であり、IO（Interest Only）、PO（Principal Only）、インバース・フローターなど一部のMBSは、大きく価格が変化する可能性があります。

為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

<その他の留意点>

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

ファンドとベンチマークは組入銘柄や国別配分比率が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

ＴＣＷにおいては、投資制限の遵守状況について、独立の組織であるコンプライアンス部門のチェックを常に受けております。また、ＴＣＷが行った取引については、ＴＣＷ社内のトレーディング委員会においてレビューが行われます。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料及び消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

1 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。

3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.1%

（３）【信託報酬等】

< 信託財産で間接的に負担する（信託財産中から支弁される）費用・税金 >

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	信託報酬合計
				純資産総額 に対して
100億円までの部分	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.651% (税抜0.62%)	年率0.084% (税抜0.08%)	年率1.47% (税抜1.40%)
100億円超200億円 までの部分	年率0.6825% (税抜0.65%)	年率0.7035% (税抜0.67%)		
200億円超の部分	年率0.63% (税抜0.60%)	年率0.756% (税抜0.72%)		

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.47%（税抜1.40%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです。（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税法改正時には変更となります。）

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

委託会社の報酬には、TCWへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドに属する「損保ジャパン - TCW・MBSマザーファンド」の時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.35%を乗じて得た額とします。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限として、純資産総額に定率（年0.00735%（税抜0.0070%））を乗じて日々計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、上限金額については、現在年間26.25万円（税抜25万円）としますが、今後、監査費用の変動に伴い変動する可能性があります。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

[平成24年12月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

< 一部解約時および償還時 >

[平成24年12月31日まで]

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日まで]

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

法人の受益者に対する課税

[平成24年12月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

（注1）個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）

（注2）収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成24年10月11日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	250,280,402	97.06
現金及びその他の資産（負債控除後）		7,573,779	2.94
合計(純資産総額)		257,854,181	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考>

上記表における「親投資信託受益証券」は、全て「損保ジャパン日本株マザーファンド」「損保ジャパン - T C W・M B Sマザーファンド」の受益証券であります。同マザーファンドの全体の投資状況は以下のとおりです。

損保ジャパン日本株マザーファンド

平成24年10月11日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	5,977,769,235	97.44
現金及びその他の資産（負債控除後）		157,091,058	2.56
合計(純資産総額)		6,134,860,293	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

損保ジャパン - T C W・M B Sマザーファンド

平成24年10月11日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
公社債	アメリカ	1,428,270,069	96.33
現金及びその他の資産（負債控除後）		54,402,897	3.67
合計(純資産総額)		1,482,672,966	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）時価合計（円）については、平成24年10月11日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 評価額上位30銘柄

平成24年10月11日現在

国/地域	種類	銘柄名	保有数量（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	評価損益（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	損保ジャパン - T C W・M B Sマザーファンド	143,758,955	1.4021	201,564,430	1.4006	201,348,792	215,638	78.09
日本	親投資信託受益証券	損保ジャパン日本株マザーファンド	62,612,426	0.7968	49,889,581	0.7815	48,931,610	957,971	18.98

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b．種類別投資比率

平成24年10月11日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.06
合計	97.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考> 損保ジャパン日本株マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a．評価額上位30銘柄

平成24年10月11日現在

順位	市場	銘柄名	種類	業種	保有数量 (株)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	東証一部	日本電信電話	国内株式	情報・通信業	72,400	3,775	273,310,000	3,800	275,120,000	4.48
2	東証一部	東日本旅客鉄道	国内株式	陸運業	48,100	5,070	243,867,000	5,350	257,335,000	4.19
3	大証	日本電産	国内株式	電気機器	41,700	6,296	262,533,625	4,990	208,083,000	3.39
4	東証一部	本田技研	国内株式	輸送用機器	82,300	2,721	223,937,536	2,319	190,853,700	3.11
5	東証一部	三菱ＵＦＪフィナンシャルＧ	国内株式	銀行業	536,600	392	210,168,824	355	190,493,000	3.11
6	東証一部	住友商事	国内株式	卸売業	181,500	1,132	205,463,469	1,036	188,034,000	3.07
7	東証一部	ＭＳ＆ＡＤ	国内株式	保険業	135,600	1,440	195,263,307	1,323	179,398,800	2.92
8	東証一部	三菱電機	国内株式	電気機器	309,000	661	204,212,059	574	177,366,000	2.89
9	東証一部	塩野義製薬	国内株式	医薬品	133,600	1,113	148,696,800	1,212	161,923,200	2.64
10	東証一部	ダイキン工業	国内株式	機械	82,300	2,225	183,095,185	1,914	157,522,200	2.57
11	東証一部	みずほフィナンシャルＧ	国内株式	銀行業	1,202,300	134	160,930,664	123	147,882,900	2.41
12	東証一部	新日鐵住金	国内株式	鉄鋼	855,765	177	151,379,526	159	136,066,635	2.22
13	東証一部	デンソー	国内株式	輸送用機器	54,900	2,690	147,697,409	2,359	129,509,100	2.11
14	東証一部	横浜銀行	国内株式	銀行業	348,000	375	130,456,956	361	125,628,000	2.05
15	東証一部	第一生命	国内株式	保険業	1,325	89,632	118,762,434	86,500	114,612,500	1.87
16	東証一部	三井物産	国内株式	卸売業	104,900	1,226	128,569,796	1,083	113,606,700	1.85
17	東証一部	キヤノン	国内株式	電気機器	40,600	3,161	128,317,641	2,403	97,561,800	1.59
18	大証	ベネッセホールディングス	国内株式	サービス業	26,400	3,545	93,588,000	3,605	95,172,000	1.55
19	東証一部	東京海上ＨＤ	国内株式	保険業	47,100	2,029	95,573,916	1,990	93,729,000	1.53
20	東証一部	三菱商事	国内株式	卸売業	67,400	1,664	112,140,667	1,348	90,855,200	1.48
21	東証一部	ツムラ	国内株式	医薬品	33,500	2,097	70,249,556	2,392	80,132,000	1.31
22	東証一部	ＪＦＥホールディングス	国内株式	鉄鋼	78,700	1,236	97,281,762	985	77,519,500	1.26
23	東証一部	富士通	国内株式	電気機器	257,000	381	97,878,938	282	72,474,000	1.18
24	東証一部	ＪＸホールディングス	国内株式	石油・石炭製品	162,600	401	65,251,075	439	71,381,400	1.16
25	東証一部	三井住友フィナンシャルＧ	国内株式	銀行業	29,900	2,648	79,187,751	2,350	70,265,000	1.15
26	東証一部	商船三井	国内株式	海運業	383,000	281	107,514,712	177	67,791,000	1.11
27	東証一部	千葉銀行	国内株式	銀行業	148,000	480	71,017,218	453	67,044,000	1.09
28	東証一部	りそなホールディングス	国内株式	銀行業	189,200	334	63,167,183	336	63,571,200	1.04
29	東証一部	大日本印刷	国内株式	その他製品	124,000	612	75,837,624	511	63,364,000	1.03
30	東証一部	テルモ	国内株式	精密機器	19,700	3,315	65,305,500	3,175	62,547,500	1.02

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

b．種類別投資比率

平成24年10月11日現在

資産の種類	投資比率（％）
株式	97.44
合計	97.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

c．業種別投資比率

平成24年10月11日現在

業種	評価金額（円）	投資比率（％）
電気機器	1,049,806,100	17.11
銀行業	847,185,100	13.81
輸送用機器	497,642,800	8.11
卸売業	407,749,900	6.65
保険業	387,740,300	6.32
陸運業	329,482,000	5.37
情報・通信業	328,448,000	5.35
医薬品	259,513,700	4.23
機械	246,510,600	4.02
サービス業	227,974,300	3.72
鉄鋼	224,872,135	3.67
小売業	203,720,400	3.32
化学	181,251,300	2.95
その他製品	164,389,500	2.68
建設業	92,915,500	1.51
石油・石炭製品	87,981,400	1.43
精密機器	79,007,500	1.29
証券,商品先物取引業	74,415,000	1.21
海運業	67,791,000	1.11
食料品	55,880,000	0.91
不動産業	32,220,500	0.53
非鉄金属	24,016,000	0.39
パルプ・紙	19,696,800	0.32
ゴム製品	19,619,600	0.32
倉庫・運輸関連業	19,260,000	0.31
電気・ガス業	16,971,500	0.28
繊維製品	14,898,000	0.24
水産・農林業	13,684,000	0.22
金属製品	3,126,300	0.05
合計	5,977,769,235	97.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<参考> 損保ジャパン - T C W ・ M B S マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a . 評価額上位30銘柄

平成24年10月11日現在

順位	発行地	銘柄名	種類	額面	通貨	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還日	投資 比率 (%)
1	アメリカ	G2SF 3565	特殊債券	828,385	アメリカ・ドル	8,134	67,380,291	8,522	70,596,549	3.50	2034/5/20	4.76
2	アメリカ	FHLB DISCOUNT NT 0.0%	特殊債券	680,000	アメリカ・ドル	7,810	53,105,538	7,810	53,106,195	0.00	2013/1/4	3.58
3	アメリカ	FG A95668	特殊債券	497,771	アメリカ・ドル	8,195	40,794,398	8,703	43,322,758	4.00	2040/12/1	2.92
4	アメリカ	FG G06360	特殊債券	495,373	アメリカ・ドル	8,195	40,598,284	8,703	43,114,078	4.00	2041/3/1	2.91
5	アメリカ	US TREASURY N/B 0.25%	国債証券	540,000	アメリカ・ドル	7,792	42,078,422	7,791	42,069,214	0.25	2015/8/15	2.84
6	アメリカ	FG G06361	特殊債券	475,925	アメリカ・ドル	8,195	39,004,420	8,703	41,421,446	4.00	2041/3/1	2.79
7	アメリカ	FN AH1183	特殊債券	477,060	アメリカ・ドル	8,206	39,148,494	8,467	40,391,380	3.50	2026/1/1	2.72
8	アメリカ	FHLB DISCOUNT NT 0.0%	特殊債券	515,000	アメリカ・ドル	7,811	40,224,989	7,812	40,230,593	0.00	2012/10/19	2.71
9	アメリカ	FG A47413	特殊債券	472,929	アメリカ・ドル	8,284	39,175,243	8,401	39,731,638	4.50	2035/10/1	2.68
10	アメリカ	FN 930543	特殊債券	455,079	アメリカ・ドル	8,283	37,695,890	8,465	38,523,867	4.50	2029/2/1	2.60
11	アメリカ	FG A90657	特殊債券	407,268	アメリカ・ドル	8,377	34,116,380	8,750	35,633,992	4.50	2040/1/1	2.40
12	アメリカ	FG G06242	特殊債券	395,909	アメリカ・ドル	8,392	33,226,384	8,750	34,640,121	4.50	2040/9/1	2.34
13	アメリカ	MASTR 2003-6 5A1	社債券	350,168	アメリカ・ドル	8,016	28,067,753	8,133	28,480,815	5.50	2033/7/25	1.92
14	アメリカ	G2 80727	特殊債券	303,350	アメリカ・ドル	8,089	24,536,845	8,057	24,440,869	1.63	2033/8/20	1.65
15	アメリカ	FN AB5215	特殊債券	291,785	アメリカ・ドル	8,203	23,935,095	8,354	24,374,797	3.00	2027/5/1	1.64
16	アメリカ	GNR 2010-116 MP	特殊債券	295,141	アメリカ・ドル	8,201	24,204,384	8,227	24,282,315	3.50	2040/9/16	1.64
17	アメリカ	FG G06391	特殊債券	274,697	アメリカ・ドル	8,189	22,493,885	8,640	23,732,517	4.00	2041/3/1	1.60
18	アメリカ	NGN 2010-R2 1A	特殊債券	300,388	アメリカ・ドル	7,813	23,470,770	7,841	23,554,310	0.59	2017/11/6	1.59
19	アメリカ	FN 257281	特殊債券	263,734	アメリカ・ドル	8,410	22,179,469	8,584	22,637,678	5.00	2028/7/1	1.53
20	アメリカ	FN MA0023	特殊債券	260,747	アメリカ・ドル	8,410	21,928,229	8,535	22,253,939	5.00	2029/4/1	1.50
21	アメリカ	FN 676766	特殊債券	266,606	アメリカ・ドル	8,178	21,803,464	8,342	22,241,253	2.46	2033/1/1	1.50
22	アメリカ	FNCL 3 11/12	特殊債券	260,000	アメリカ・ドル	8,120	21,110,954	8,211	21,348,899	3.00	2042/11/25	1.44
23	アメリカ	LLB GOLD 4.0 GOLDMAN	特殊債券	243,524	アメリカ・ドル	8,195	19,958,002	8,703	21,194,759	4.00	2040/12/15	1.43
24	アメリカ	FN 683352	特殊債券	249,791	アメリカ・ドル	8,196	20,471,794	8,338	20,827,529	2.74	2033/2/1	1.40
25	アメリカ	FNR 2003-131 FC	特殊債券	258,509	アメリカ・ドル	7,919	20,470,810	7,936	20,515,239	1.12	2034/1/25	1.38
26	アメリカ	FN676712	特殊債券	234,764	アメリカ・ドル	8,165	19,168,193	8,327	19,548,010	2.40	2032/12/1	1.32
27	アメリカ	FHR 2812 MF	特殊債券	245,255	アメリカ・ドル	7,818	19,175,062	7,878	19,320,865	0.67	2034/6/15	1.30
28	アメリカ	FNR 2007-104 SA	特殊債券	1,246,064	アメリカ・ドル	1,010	12,589,308	1,510	18,811,442	6.28	2037/11/25	1.27
29	アメリカ	FNR 2003-134 FC	特殊債券	237,819	アメリカ・ドル	7,914	18,821,403	7,890	18,764,740	0.82	2032/12/25	1.27
30	アメリカ	FHR 2610 FD	特殊債券	236,560	アメリカ・ドル	7,782	18,409,510	7,850	18,571,026	0.72	2032/12/15	1.25

(注1) 外貨建証券の評価金額は、平成24年10月11日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注3) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

b．種類別投資比率

平成24年10月11日現在

資産の種類	投資比率（％）
特殊債券	90.91
国債証券	3.50
社債券	1.92
合計	96.33

（注）投資比率はファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年10月11日及び同日前１年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	１万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち （円）	分配付き （円）	分配落ち （円）	分配付き （円）
第１期末（平成15年10月２日）	9,687	9,687	828,952,277	828,952,277
第２期末（平成15年11月４日）	9,644	9,644	1,109,512,926	1,109,512,926
第３期末（平成15年12月２日）	9,515	9,515	1,333,339,282	1,333,339,282
第４期末（平成16年１月５日）	9,433	9,453	1,668,748,332	1,672,286,545
第５期末（平成16年２月２日）	9,369	9,389	1,937,932,067	1,942,068,788
第６期末（平成16年３月２日）	9,762	9,782	2,253,431,020	2,258,047,962
第７期末（平成16年４月２日）	9,509	9,529	2,430,718,076	2,435,830,662
第８期末（平成16年５月６日）	9,663	9,683	2,693,381,895	2,698,956,497
第９期末（平成16年６月２日）	9,639	9,719	3,385,849,426	3,413,950,624
第10期末（平成16年７月２日）	9,610	9,630	3,425,775,554	3,432,905,504
第11期末（平成16年８月２日）	9,773	9,793	3,478,887,233	3,486,006,981
第12期末（平成16年９月２日）	9,746	9,766	3,348,915,848	3,355,788,084
第13期末（平成16年10月４日）	9,840	9,860	3,299,536,199	3,306,242,536
第14期末（平成16年11月２日）	9,474	9,494	3,141,350,031	3,147,981,223
第15期末（平成16年12月２日）	9,096	9,176	3,015,608,101	3,042,130,379
第16期末（平成17年１月４日）	9,210	9,230	3,043,701,741	3,050,311,382
第17期末（平成17年２月２日）	9,252	9,272	3,043,105,961	3,049,684,359
第18期末（平成17年３月２日）	9,347	9,367	3,066,529,779	3,073,091,202
第19期末（平成17年４月４日）	9,539	9,559	3,085,065,705	3,091,533,809
第20期末（平成17年５月２日）	9,327	9,347	2,970,990,791	2,977,361,410
第21期末（平成17年６月２日）	9,593	9,673	3,081,751,206	3,107,451,495
第22期末（平成17年７月４日）	9,809	9,829	3,071,077,492	3,077,338,980
第23期末（平成17年８月２日）	9,805	9,825	2,848,052,257	2,853,861,866
第24期末（平成17年９月２日）	9,843	9,863	2,755,462,086	2,761,060,989
第25期末（平成17年10月３日）	10,224	10,244	2,636,056,961	2,641,213,449
第26期末（平成17年11月２日）	10,404	10,424	2,504,578,029	2,509,392,556
第27期末（平成17年12月２日）	10,416	10,856	2,404,945,216	2,506,540,142
第28期末（平成18年１月４日）	10,209	10,229	2,206,492,846	2,210,815,331
第29期末（平成18年２月２日）	10,370	10,390	2,150,693,289	2,154,841,345
第30期末（平成18年３月２日）	10,160	10,180	2,040,802,171	2,044,819,432
第31期末（平成18年４月３日）	10,381	10,401	1,986,030,501	1,989,856,751
第32期末（平成18年５月２日）	10,055	10,075	1,901,989,261	1,905,772,565
第33期末（平成18年６月２日）	9,766	9,846	1,828,864,223	1,843,845,446
第34期末（平成18年７月３日）	9,847	9,867	1,808,993,963	1,812,667,987
第35期末（平成18年８月２日）	9,921	9,941	1,794,898,156	1,798,516,648
第36期末（平成18年９月４日）	10,282	10,302	1,812,408,626	1,815,933,886
第37期末（平成18年10月２日）	10,412	10,432	1,734,418,466	1,737,750,099

第38期末	（平成18年11月2日）	10,417	10,437	1,714,937,450	1,718,229,900
第39期末	（平成18年12月4日）	10,246	10,326	1,665,332,935	1,678,335,221
第40期末	（平成19年1月4日）	10,609	10,629	1,673,489,237	1,676,644,152
第41期末	（平成19年2月2日）	10,684	10,704	1,616,441,566	1,619,467,509
第42期末	（平成19年3月2日）	10,522	10,542	1,557,115,097	1,560,074,828
第43期末	（平成19年4月2日）	10,478	10,498	1,501,987,726	1,504,854,534
第44期末	（平成19年5月2日）	10,641	10,661	1,484,552,655	1,487,343,014
第45期末	（平成19年6月4日）	10,714	10,794	1,467,135,892	1,478,091,266
第46期末	（平成19年7月2日）	10,784	10,804	1,422,282,974	1,424,920,833
第47期末	（平成19年8月2日）	10,432	10,452	1,336,393,120	1,338,955,265
第48期末	（平成19年9月3日）	10,175	10,195	1,302,026,674	1,304,585,861
第49期末	（平成19年10月2日）	10,290	10,310	1,307,898,220	1,310,440,295
第50期末	（平成19年11月2日）	10,288	10,308	1,293,354,097	1,295,868,355
第51期末	（平成19年12月3日）	9,848	9,928	1,208,960,200	1,218,781,544
第52期末	（平成20年1月4日）	9,636	9,656	1,152,714,387	1,155,106,909
第53期末	（平成20年2月4日）	9,542	9,562	1,121,999,129	1,124,350,897
第54期末	（平成20年3月3日）	9,125	9,145	1,026,050,845	1,028,299,760
第55期末	（平成20年4月2日）	8,868	8,888	982,090,926	984,305,873
第56期末	（平成20年5月2日）	9,148	9,168	1,000,177,167	1,002,363,792
第57期末	（平成20年6月2日）	9,195	9,275	998,055,582	1,006,738,904
第58期末	（平成20年7月2日）	9,089	9,109	973,225,687	975,367,120
第59期末	（平成20年8月4日）	9,066	9,086	945,764,909	947,851,213
第60期末	（平成20年9月2日）	9,078	9,098	925,050,679	927,088,755
第61期末	（平成20年10月2日）	8,621	8,641	867,421,084	869,433,445
第62期末	（平成20年11月4日）	7,785	7,805	776,488,332	778,483,164
第63期末	（平成20年12月2日）	7,202	7,282	713,013,871	720,933,696
第64期末	（平成21年1月5日）	7,159	7,179	703,141,858	705,106,167
第65期末	（平成21年2月2日）	6,901	6,921	670,180,938	672,123,150
第66期末	（平成21年3月2日）	7,205	7,225	694,748,640	696,677,131
第67期末	（平成21年4月2日）	7,623	7,643	715,951,036	717,829,454
第68期末	（平成21年5月7日）	7,835	7,855	732,213,140	734,082,311
第69期末	（平成21年6月2日）	7,662	7,742	714,555,243	722,015,639
第70期末	（平成21年7月2日）	7,732	7,752	716,780,390	718,634,566
第71期末	（平成21年8月3日）	7,679	7,699	705,124,015	706,960,419
第72期末	（平成21年9月2日）	7,697	7,717	696,873,522	698,684,247
第73期末	（平成21年10月2日）	7,409	7,429	666,418,430	668,217,337
第74期末	（平成21年11月2日）	7,389	7,409	661,507,350	663,297,840
第75期末	（平成21年12月2日）	7,112	7,192	628,024,751	635,089,431
第76期末	（平成22年1月4日）	7,445	7,465	645,671,241	647,405,781
第77期末	（平成22年2月2日）	7,441	7,461	623,264,461	624,939,788
第78期末	（平成22年3月2日）	7,341	7,361	608,467,202	610,124,850
第79期末	（平成22年4月2日）	7,732	7,752	630,015,535	631,645,067

第80期末	(平成22年 5 月 6 日)	7,751	7,771	620,350,988	621,951,644
第81期末	(平成22年 6 月 2 日)	7,421	7,501	589,198,904	595,550,544
第82期末	(平成22年 7 月 2 日)	7,150	7,170	563,218,896	564,794,442
第83期末	(平成22年 8 月 2 日)	7,110	7,130	539,708,433	541,226,636
第84期末	(平成22年 9 月 2 日)	6,901	6,921	488,682,674	490,098,960
第85期末	(平成22年10月 4 日)	6,843	6,863	479,084,861	480,485,053
第86期末	(平成22年11月 2 日)	6,638	6,658	447,566,525	448,915,018
第87期末	(平成22年12月 2 日)	6,877	6,957	453,070,591	458,341,218
第88期末	(平成23年 1 月 4 日)	6,751	6,771	436,239,906	437,532,267
第89期末	(平成23年 2 月 2 日)	6,714	6,734	426,786,080	428,057,476
第90期末	(平成23年 3 月 2 日)	6,764	6,784	423,885,287	425,138,613
第91期末	(平成23年 4 月 4 日)	6,781	6,801	419,982,597	421,221,359
第92期末	(平成23年 5 月 2 日)	6,622	6,642	395,916,140	397,111,831
第93期末	(平成23年 6 月 2 日)	6,536	6,616	381,660,398	386,332,123
第94期末	(平成23年 7 月 4 日)	6,531	6,551	378,858,600	380,018,754
第95期末	(平成23年 8 月 2 日)	6,318	6,338	353,183,438	354,301,545
第96期末	(平成23年 9 月 2 日)	6,193	6,213	341,649,524	342,752,870
第97期末	(平成23年10月 3 日)	6,154	6,174	333,039,195	334,121,555
第98期末	(平成23年11月 2 日)	6,195	6,215	324,045,412	325,091,495
第99期末	(平成23年12月 2 日)	6,108	6,188	314,490,148	318,609,174
第100期末	(平成24年 1 月 4 日)	6,042	6,062	301,173,793	302,170,756
第101期末	(平成24年 2 月 2 日)	6,009	6,029	297,102,455	298,091,280
第102期末	(平成24年 3 月 2 日)	6,438	6,458	310,005,486	310,968,601
第103期末	(平成24年 4 月 2 日)	6,567	6,587	310,636,462	311,582,461
第104期末	(平成24年 5 月 2 日)	6,268	6,288	293,980,105	294,918,122
第105期末	(平成24年 6 月 4 日)	5,914	5,994	274,495,303	278,208,405
第106期末	(平成24年 7 月 2 日)	6,120	6,140	281,878,049	282,799,172
第107期末	(平成24年 8 月 2 日)	5,988	6,008	270,785,186	271,689,561
第108期末	(平成24年 9 月 3 日)	5,942	5,962	265,042,401	265,934,496
平成23年10月末		6,212	-	324,919,112	-
11月末		6,175	-	317,917,422	-
12月末		6,098	-	303,985,405	-
平成24年 1 月末		6,040	-	298,634,138	-
2 月末		6,420	-	309,178,590	-
3 月末		6,526	-	308,662,942	-
4 月末		6,365	-	298,503,674	-
5 月末		6,077	-	282,065,445	-
6 月末		6,110	-	281,400,438	-
7 月末		6,000	-	271,301,038	-
8 月末		5,982	-	266,821,091	-
9 月末		5,937	-	258,901,793	-
10月11日		5,920	-	257,854,181	-

【分配の推移】

期間		1 万口当たりの分配金（円）
第 1 期	自 平成15年 9 月18日 至 平成15年10月 2 日	0
第 2 期	自 平成15年10月 3 日 至 平成15年11月 4 日	0
第 3 期	自 平成15年11月 5 日 至 平成15年12月 2 日	0
第 4 期	自 平成15年12月 3 日 至 平成16年 1 月 5 日	20
第 5 期	自 平成16年 1 月 6 日 至 平成16年 2 月 2 日	20
第 6 期	自 平成16年 2 月 3 日 至 平成16年 3 月 2 日	20
第 7 期	自 平成16年 3 月 3 日 至 平成16年 4 月 2 日	20
第 8 期	自 平成16年 4 月 3 日 至 平成16年 5 月 6 日	20
第 9 期	自 平成16年 5 月 7 日 至 平成16年 6 月 2 日	80
第10期	自 平成16年 6 月 3 日 至 平成16年 7 月 2 日	20
第11期	自 平成16年 7 月 3 日 至 平成16年 8 月 2 日	20
第12期	自 平成16年 8 月 3 日 至 平成16年 9 月 2 日	20
第13期	自 平成16年 9 月 3 日 至 平成16年10月 4 日	20
第14期	自 平成16年10月 5 日 至 平成16年11月 2 日	20
第15期	自 平成16年11月 3 日 至 平成16年12月 2 日	80
第16期	自 平成16年12月 3 日 至 平成17年 1 月 4 日	20
第17期	自 平成17年 1 月 5 日 至 平成17年 2 月 2 日	20
第18期	自 平成17年 2 月 3 日 至 平成17年 3 月 2 日	20
第19期	自 平成17年 3 月 3 日 至 平成17年 4 月 4 日	20
第20期	自 平成17年 4 月 5 日 至 平成17年 5 月 2 日	20
第21期	自 平成17年 5 月 3 日 至 平成17年 6 月 2 日	80
第22期	自 平成17年 6 月 3 日 至 平成17年 7 月 4 日	20
第23期	自 平成17年 7 月 5 日 至 平成17年 8 月 2 日	20

第24期	自 平成17年 8 月 3 日 至 平成17年 9 月 2 日	20
第25期	自 平成17年 9 月 3 日 至 平成17年10月 3 日	20
第26期	自 平成17年10月 4 日 至 平成17年11月 2 日	20
第27期	自 平成17年11月 3 日 至 平成17年12月 2 日	440
第28期	自 平成17年12月 3 日 至 平成18年 1 月 4 日	20
第29期	自 平成18年 1 月 5 日 至 平成18年 2 月 2 日	20
第30期	自 平成18年 2 月 3 日 至 平成18年 3 月 2 日	20
第31期	自 平成18年 3 月 3 日 至 平成18年 4 月 3 日	20
第32期	自 平成18年 4 月 4 日 至 平成18年 5 月 2 日	20
第33期	自 平成18年 5 月 3 日 至 平成18年 6 月 2 日	80
第34期	自 平成18年 6 月 3 日 至 平成18年 7 月 3 日	20
第35期	自 平成18年 7 月 4 日 至 平成18年 8 月 2 日	20
第36期	自 平成18年 8 月 3 日 至 平成18年 9 月 4 日	20
第37期	自 平成18年 9 月 5 日 至 平成18年10月 2 日	20
第38期	自 平成18年10月 3 日 至 平成18年11月 2 日	20
第39期	自 平成18年11月 3 日 至 平成18年12月 4 日	80
第40期	自 平成18年12月 5 日 至 平成19年 1 月 4 日	20
第41期	自 平成19年 1 月 5 日 至 平成19年 2 月 2 日	20
第42期	自 平成19年 2 月 3 日 至 平成19年 3 月 2 日	20
第43期	自 平成19年 3 月 3 日 至 平成19年 4 月 2 日	20
第44期	自 平成19年 4 月 3 日 至 平成19年 5 月 2 日	20
第45期	自 平成19年 5 月 3 日 至 平成19年 6 月 4 日	80
第46期	自 平成19年 6 月 5 日 至 平成19年 7 月 2 日	20
第47期	自 平成19年 7 月 3 日 至 平成19年 8 月 2 日	20

第48期	自 平成19年 8 月 3 日 至 平成19年 9 月 3 日	20
第49期	自 平成19年 9 月 4 日 至 平成19年10月 2 日	20
第50期	自 平成19年10月 3 日 至 平成19年11月 2 日	20
第51期	自 平成19年11月 3 日 至 平成19年12月 3 日	80
第52期	自 平成19年12月 4 日 至 平成20年 1 月 4 日	20
第53期	自 平成20年 1 月 5 日 至 平成20年 2 月 4 日	20
第54期	自 平成20年 2 月 5 日 至 平成20年 3 月 3 日	20
第55期	自 平成20年 3 月 4 日 至 平成20年 4 月 2 日	20
第56期	自 平成20年 4 月 3 日 至 平成20年 5 月 2 日	20
第57期	自 平成20年 5 月 3 日 至 平成20年 6 月 2 日	80
第58期	自 平成20年 6 月 3 日 至 平成20年 7 月 2 日	20
第59期	自 平成20年 7 月 3 日 至 平成20年 8 月 4 日	20
第60期	自 平成20年 8 月 5 日 至 平成20年 9 月 2 日	20
第61期	自 平成20年 9 月 3 日 至 平成20年10月 2 日	20
第62期	自 平成20年10月 3 日 至 平成20年11月 4 日	20
第63期	自 平成20年11月 5 日 至 平成20年12月 2 日	80
第64期	自 平成20年12月 3 日 至 平成21年 1 月 5 日	20
第65期	自 平成21年 1 月 6 日 至 平成21年 2 月 2 日	20
第66期	自 平成21年 2 月 3 日 至 平成21年 3 月 2 日	20
第67期	自 平成21年 3 月 3 日 至 平成21年 4 月 2 日	20
第68期	自 平成21年 4 月 3 日 至 平成21年 5 月 7 日	20
第69期	自 平成21年 5 月 8 日 至 平成21年 6 月 2 日	80
第70期	自 平成21年 6 月 3 日 至 平成21年 7 月 2 日	20
第71期	自 平成21年 7 月 3 日 至 平成21年 8 月 3 日	20

第72期	自 平成21年 8 月 4 日 至 平成21年 9 月 2 日	20
第73期	自 平成21年 9 月 3 日 至 平成21年10月 2 日	20
第74期	自 平成21年10月 3 日 至 平成21年11月 2 日	20
第75期	自 平成21年11月 3 日 至 平成21年12月 2 日	80
第76期	自 平成21年12月 3 日 至 平成22年 1 月 4 日	20
第77期	自 平成22年 1 月 5 日 至 平成22年 2 月 2 日	20
第78期	自 平成22年 2 月 3 日 至 平成22年 3 月 2 日	20
第79期	自 平成22年 3 月 3 日 至 平成22年 4 月 2 日	20
第80期	自 平成22年 4 月 3 日 至 平成22年 5 月 6 日	20
第81期	自 平成22年 5 月 7 日 至 平成22年 6 月 2 日	80
第82期	自 平成22年 6 月 3 日 至 平成22年 7 月 2 日	20
第83期	自 平成22年 7 月 3 日 至 平成22年 8 月 2 日	20
第84期	自 平成22年 8 月 3 日 至 平成22年 9 月 2 日	20
第85期	自 平成22年 9 月 3 日 至 平成22年10月 4 日	20
第86期	自 平成22年10月 5 日 至 平成22年11月 2 日	20
第87期	自 平成22年11月 3 日 至 平成22年12月 2 日	80
第88期	自 平成22年12月 3 日 至 平成23年 1 月 4 日	20
第89期	自 平成23年 1 月 5 日 至 平成23年 2 月 2 日	20
第90期	自 平成23年 2 月 3 日 至 平成23年 3 月 2 日	20
第91期	自 平成23年 3 月 3 日 至 平成23年 4 月 4 日	20
第92期	自 平成23年 4 月 5 日 至 平成23年 5 月 2 日	20
第93期	自 平成23年 5 月 3 日 至 平成23年 6 月 2 日	80
第94期	自 平成23年 6 月 3 日 至 平成23年 7 月 4 日	20
第95期	自 平成23年 7 月 5 日 至 平成23年 8 月 2 日	20

第96期	自 平成23年 8 月 3 日 至 平成23年 9 月 2 日	20
第97期	自 平成23年 9 月 3 日 至 平成23年10月 3 日	20
第98期	自 平成23年10月 4 日 至 平成23年11月 2 日	20
第99期	自 平成23年11月 3 日 至 平成23年12月 2 日	80
第100期	自 平成23年12月 3 日 至 平成24年 1 月 4 日	20
第101期	自 平成24年 1 月 5 日 至 平成24年 2 月 2 日	20
第102期	自 平成24年 2 月 3 日 至 平成24年 3 月 2 日	20
第103期	自 平成24年 3 月 3 日 至 平成24年 4 月 2 日	20
第104期	自 平成24年 4 月 3 日 至 平成24年 5 月 2 日	20
第105期	自 平成24年 5 月 3 日 至 平成24年 6 月 4 日	80
第106期	自 平成24年 6 月 5 日 至 平成24年 7 月 2 日	20
第107期	自 平成24年 7 月 3 日 至 平成24年 8 月 2 日	20
第108期	自 平成24年 8 月 3 日 至 平成24年 9 月 3 日	20

【収益率の推移】

	収益率（％）
第 1 期	3.13
第 2 期	0.44
第 3 期	1.34
第 4 期	0.65
第 5 期	0.47
第 6 期	4.41
第 7 期	2.39
第 8 期	1.83
第 9 期	0.58
第10期	0.09
第11期	1.90
第12期	0.07
第13期	1.17
第14期	3.52
第15期	3.15
第16期	1.47
第17期	0.67

第18期	1.24
第19期	2.27
第20期	2.01
第21期	3.71
第22期	2.46
第23期	0.16
第24期	0.59
第25期	4.07
第26期	1.96
第27期	4.34
第28期	1.80
第29期	1.77
第30期	1.83
第31期	2.37
第32期	2.95
第33期	2.08
第34期	1.03
第35期	0.95
第36期	3.84
第37期	1.46
第38期	0.24
第39期	0.87
第40期	3.74
第41期	0.90
第42期	1.33
第43期	0.23
第44期	1.75
第45期	1.44
第46期	0.84
第47期	3.08
第48期	2.27
第49期	1.33
第50期	0.17
第51期	3.50
第52期	1.95
第53期	0.77
第54期	4.16
第55期	2.60
第56期	3.38
第57期	1.39
第58期	0.94
第59期	0.03

第60期	0.35
第61期	4.81
第62期	9.47
第63期	6.46
第64期	0.32
第65期	3.32
第66期	4.69
第67期	6.08
第68期	3.04
第69期	1.19
第70期	1.17
第71期	0.43
第72期	0.49
第73期	3.48
第74期	0.00
第75期	2.67
第76期	4.96
第77期	0.21
第78期	1.08
第79期	5.60
第80期	0.50
第81期	3.23
第82期	3.38
第83期	0.28
第84期	2.66
第85期	0.55
第86期	2.70
第87期	4.81
第88期	1.54
第89期	0.25
第90期	1.04
第91期	0.55
第92期	2.05
第93期	0.09
第94期	0.23
第95期	2.96
第96期	1.66
第97期	0.31
第98期	0.99
第99期	0.11
第100期	0.75
第101期	0.22

第102期	7.47
第103期	2.31
第104期	4.25
第105期	4.37
第106期	3.82
第107期	1.83
第108期	0.43

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成15年９月18日）から第108期末（平成24年９月３日）までの設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	855,763,880	0
第２期	294,660,548	0
第３期	250,938,068	0
第４期	367,744,302	0
第５期	300,233,308	979,433
第６期	243,155,323	3,044,881
第７期	367,843,616	120,021,456
第８期	257,638,051	26,630,116
第９期	728,484,707	3,136,068
第10期	130,140,258	77,814,872
第11期	30,244,531	35,345,634
第12期	8,242,519	131,998,560
第13期	18,675,469	101,624,835
第14期	5,119,778	42,692,237
第15期	4,612,804	4,924,279
第16期	13,656,196	24,120,305
第17期	13,870,949	29,492,510
第18期	35,804,314	44,291,785
第19期	11,836,400	58,495,802
第20期	10,368,330	59,111,036
第21期	52,845,045	25,618,412
第22期	21,337,413	103,129,505
第23期	14,982,722	240,922,304
第24期	12,835,692	118,188,440
第25期	21,909,037	243,116,435
第26期	4,405,023	175,385,658
第27期	63,306,261	161,594,372
第28期	9,212,241	156,945,193
第29期	5,835,182	93,049,802
第30期	10,813,473	76,210,866
第31期	2,080,355	97,585,895
第32期	1,439,377	22,912,479
第33期	4,188,341	23,187,404
第34期	8,031,605	43,672,236
第35期	99,387	27,865,357
第36期	1,124,073	47,740,146
第37期	187,715	97,001,255

第38期	91,348	19,682,878
第39期	110,267	21,049,594
第40期	372,837	48,200,907
第41期	1,542,066	66,028,013
第42期	536,306	33,642,189
第43期	1,947,294	48,408,948
第44期	3,761,898	41,986,691
第45期	536,448	26,294,126
第46期	787,203	51,279,394
第47期	128,784	37,985,611
第48期	2,939,842	4,419,086
第49期	89,123	8,644,848
第50期	88,260	13,996,754
第51期	88,435	29,549,744
第52期	372,724	31,779,687
第53期	96,205	20,473,061
第54期	98,502	51,525,077
第55期	108,942	17,093,019
第56期	112,345	14,273,172
第57期	109,148	8,006,559
第58期	425,692	15,124,325
第59期	108,620	27,672,895
第60期	109,133	24,223,537
第61期	106,911	12,964,210
第62期	112,826	8,877,215
第63期	120,485	7,558,608
第64期	520,004	8,343,385
第65期	132,247	11,180,684
第66期	135,397	6,996,146
第67期	130,064	25,166,409
第68期	123,280	4,746,800
第69期	120,254	2,156,499
第70期	493,078	5,954,460
第71期	123,442	9,009,418
第72期	119,604	12,959,175
第73期	119,634	6,028,581
第74期	124,604	4,333,128
第75期	125,277	12,285,297
第76期	522,002	16,336,636
第77期	126,082	29,732,671
第78期	119,336	8,959,208
第79期	121,289	14,179,122

第80期	115,471	14,553,188
第81期	115,486	6,488,933
第82期	483,673	6,665,231
第83期	126,865	28,798,699
第84期	92,571	51,050,763
第85期	95,638	8,142,681
第86期	96,727	25,946,559
第87期	99,672	15,517,784
第88期	385,928	13,033,398
第89期	99,444	10,581,988
第90期	100,287	9,135,312
第91期	99,843	7,381,801
第92期	99,882	21,635,647
第93期	102,580	13,982,555
第94期	416,937	4,305,194
第95期	103,477	21,127,054
第96期	107,297	7,487,822
第97期	109,810	10,602,808
第98期	110,856	18,249,691
第99期	110,479	8,273,735
第100期	449,629	16,846,400
第101期	115,138	4,183,969
第102期	116,149	12,971,254
第103期	108,772	8,666,815
第104期	106,970	4,097,551
第105期	112,410	4,983,493
第106期	478,033	4,053,941
第107期	117,054	8,491,240
第108期	120,029	6,260,062

（注1）設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

（注2）本邦外における設定及び解約はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- （1）申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき（「緊急事態発生時」といいます。）は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

- （2）受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受け取る「一般コース」と、分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくことになります。

販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

- （3）当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

- （4）お申込みには、申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- （5）お申込単位は一般コースの場合は1万口単位、自動けいぞく投資コースの場合は1万円以上1円単位です。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- （6）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信

託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、日本における委託会社及び販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日においては、解約請求を受付けないものとします。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。
信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは「第一部ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。
- (4) 委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。
- (5) 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

・ お電話によるお問い合わせ（委託会社）

電話番号 03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

・ 委託会社のホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第52条第１項、第53条第１項、第54条第１項及び第56条第２項に規定する事由が生じた場合にはこの信託を終了させることができます。

（４）【計算期間】

原則として毎月３日から翌月２日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託約款第４条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約

（ ） 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ ） 委託会社は、前記（ ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ ） 前記（ ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- () 前記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記()の信託契約の解約をしません。
- () 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 前記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- () 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- () 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第57条（信託約款の変更）の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- () 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- () 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第57条第4項に該当する場合（当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える場合）を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- () 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- () 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第57条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- () 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- () 委託会社は、前記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 前記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 前記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を

越えるときは、前記（ ）の信託約款の変更をしません。

- （ ） 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

運用に係る報告等開示方法

委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき、当ファンドの計算期間が6ヵ月未満であるため計算期間開始6ヵ月経過毎（原則として、毎年3月3日から9月2日及び9月3日から翌年3月2日まで）に有価証券報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき計算期間開始6ヵ月経過毎（原則として、毎年3月3日から9月2日及び9月3日から翌年3月2日まで）及び償還時に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

委託会社と運用委託先との間の投資一任契約は、原則として、ファンドの償還日に終了するものとします。ただし、運用委託先が契約に違反した場合等には、契約の中止または変更をすることができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金は、償還日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、１口単位をもって受益権の一部解約の実行を請求することができます。なお、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日においては、解約請求を受付けないものとします。

受付は原則として午後３時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（４）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（５）反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- 2．当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成24年3月3日から平成24年9月3日までの財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

スター・マンスリープラス

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 （平成24年３月２日現在）	当期 （平成24年９月３日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,607,672	8,345,236
親投資信託受益証券	301,715,696	257,941,050
流動資産合計	311,323,368	266,286,286
資産合計	311,323,368	266,286,286
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	963,115	892,095
未払受託者報酬	20,167	19,997
未払委託者報酬	332,845	330,056
その他未払費用	1,755	1,737
流動負債合計	1,317,882	1,243,885
負債合計	1,317,882	1,243,885
純資産の部		
元本等		
元本	481,557,569	446,047,735
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）	171,552,083	181,005,334
純資産合計	310,005,486	265,042,401
負債純資産合計	311,323,368	266,286,286

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成23年 9 月 3 日 至 平成24年 3 月 2 日	当期 自 平成24年 3 月 3 日 至 平成24年 9 月 3 日
営業収益		
受取利息	1,967	2,098
有価証券売買等損益	22,855,608	12,384,646
営業収益合計	22,857,575	12,382,548
営業費用		
受託者報酬	131,827	122,658
委託者報酬	2,175,832	2,024,531
その他費用	11,478	10,670
営業費用合計	2,319,137	2,157,859
営業利益又は営業損失（ ）	20,538,438	14,540,407
経常利益又は経常損失（ ）	20,538,438	14,540,407
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,538,438	14,540,407
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	108,898	28,122
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	210,023,841	171,552,083
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,631,993	13,836,307
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,631,993	13,836,307
剰余金減少額又は欠損金増加額	393,403	406,318
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	393,403	406,318
分配金	9,196,372	8,314,711
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	171,552,083	181,005,334

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期
	自 平成24年 3 月 3 日 至 平成24年 9 月 3 日
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2 . 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 . その他	当計算期間は期末が休日のため平成24年 3 月 3 日から平成24年 9 月 3 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 (平成24年 3 月 2 日現在)	当期 (平成24年 9 月 3 日現在)
1 . 計算期間末日における受益権の総数	481,557,569口	446,047,735口
2 . 投資信託財産計算規則第55条の6 第10号に規定する額	元本の欠損 171,552,083円	元本の欠損 181,005,334円
3 . 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 0.6438円 (1 万口当たり純資産額 6,438円)	1 口当たり純資産額 0.5942円 (1 万口当たり純資産額 5,942円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成23年 9 月 3 日 至 平成24年 3 月 2 日	当期 自 平成24年 3 月 3 日 至 平成24年 9 月 3 日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 431,453円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 397,969円
2. 分配金の計算過程 平成23年 9 月 3 日から平成23年10月 3 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（1,199,038円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（8,777,842円）及び分配準備積立金（30,840,377円）を対象収益（40,817,257円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から1,082,360円（1万口当り20円）を分配に充てることに決定しました。 平成23年10月 4 日から平成23年11月 2 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（820,974円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（8,489,884円）及び分配準備積立金（29,924,217円）を対象収益（39,235,075円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から820,974円、分配準備積立金から225,109円の合計1,046,083円（1万口当り20円）を分配に充てることに決定しました。 平成23年11月 3 日から平成23年12月 2 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（468,814円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（8,363,598円）及び分配準備積立金（29,234,372円）を対象収益（38,066,784円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から468,814円、分配準備積立金から3,650,212円の合計4,119,026円（1万口当り80円）を分配に充てることに決定しました。	2. 分配金の計算過程 平成24年 3 月 3 日から平成24年 4 月 2 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（1,342,762円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（7,720,330円）及び分配準備積立金（22,148,050円）を対象収益（31,211,142円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から945,999円（1万口当り20円）を分配に充てることに決定しました。 平成24年 4 月 3 日から平成24年 5 月 2 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（279,452円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（7,660,364円）及び分配準備積立金（22,352,193円）を対象収益（30,292,009円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から279,452円、分配準備積立金から658,565円の合計938,017円（1万口当り20円）を分配に充てることに決定しました。 平成24年 5 月 3 日から平成24年 6 月 4 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（297,161円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（7,585,977円）及び分配準備積立金（21,466,147円）を対象収益（29,349,285円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から297,161円、分配準備積立金から3,415,941円の合計3,713,102円（1万口当り80円）を分配に充てることに決定しました。

平成23年12月3日から平成24年1月4日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（532,824円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（8,119,377円）及び分配準備積立金（24,757,630円）を対象収益（33,409,831円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から532,824円、分配準備積立金から464,139円の合計996,963円（1万口当たり20円）を分配に充てることに決定しました。

平成24年1月5日から平成24年2月2日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（371,358円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（8,058,759円）及び分配準備積立金（24,091,935円）を対象収益（32,522,052円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から371,358円、分配準備積立金から617,467円の合計988,825円（1万口当たり20円）を分配に充てることに決定しました。

平成24年2月3日から平成24年3月2日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（647,745円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（7,854,658円）及び分配準備積立金（22,864,549円）を対象収益（31,366,952円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から647,745円、分配準備積立金から315,370円の合計963,115円（1万口当たり20円）を分配に充てることに決定しました。

平成24年6月5日から平成24年7月2日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（584,865円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（7,546,335円）及び分配準備積立金（17,894,490円）を対象収益（26,025,690円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から584,865円、分配準備積立金から336,258円の合計921,123円（1万口当たり20円）を分配に充てることに決定しました。

平成24年7月3日から平成24年8月2日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（277,823円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（7,413,591円）及び分配準備積立金（17,239,632円）を対象収益（24,931,046円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から277,823円、分配準備積立金から626,552円の合計904,375円（1万口当たり20円）を分配に充てることに決定しました。

平成24年8月3日から平成24年9月3日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（273,576円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（7,317,312円）及び分配準備積立金（16,386,640円）を対象収益（23,977,528円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から273,576円、分配準備積立金から618,519円の合計892,095円（1万口当たり20円）を分配に充てることに決定しました。

（金融商品に関する注記）

	前期 自 平成23年 9 月 3 日 至 平成24年 3 月 2 日	当期 自 平成24年 3 月 3 日 至 平成24年 9 月 3 日
1. 金融商品の状況に関する事項	（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券関係）に記載しております。 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項	必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。 （４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 親投資信託受益証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	（４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左 （２）時価の算定方法 同左
--------------------------	---	--

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 （平成24年 3 月 2 日現在）	当期 （平成24年 9 月 3 日現在）
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	前期 自 平成23年 9 月 3 日 至 平成24年 3 月 2 日	当期 自 平成24年 3 月 3 日 至 平成24年 9 月 3 日
信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	551,673,365円	481,557,569円
期中追加設定元本額	1,012,061円	1,043,268円
期中解約元本額	71,127,857円	36,553,102円

（有価証券関係）

前期（自平成23年 9 月 3 日 至平成24年 3 月 2 日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	21,529,614
合計	21,529,614

当期（自平成24年 3 月 3 日 至平成24年 9 月 3 日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	862,364
合計	862,364

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

() 株式

該当事項はございません。

() 株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成24年9月3日現在

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	損保ジャパン日本株マザーファンド	64,257,337	50,660,484	-
	損保ジャパン-T C W・M B S マザーファンド	148,513,697	207,280,566	-
合計	_____	-	257,941,050	-

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

< 参考 >

当ファンドは「損保ジャパン日本株マザーファンド」「損保ジャパン - T C W ・ M B S マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次のとおりです。

* なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン日本株マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

区分	(平成24年3月2日現在)	(平成24年9月3日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	946,198	79,486
コール・ローン	11,242,244	36,397,832
株式	6,737,375,900	6,144,353,400
未収配当金	4,399,850	2,852,500
流動資産合計	6,753,964,192	6,183,683,218
資産合計	6,753,964,192	6,183,683,218
負債の部		
流動負債		
該当事項なし	-	-
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	7,289,978,616	7,843,170,853
剰余金		
欠損金	536,014,424	1,659,487,635
純資産合計	6,753,964,192	6,183,683,218
負債・純資産合計	6,753,964,192	6,183,683,218

「損保ジャパン日本株マザーファンド」は、平成10年7月31日に信託契約を締結し、平成24年7月5日に第14期決算を行いました。上の表は、平成24年3月2日及び平成24年9月3日現在における同マザーファンドの状況です。（同マザーファンドの計算期間は「スター・マンスリープラス」の計算期間とは異なります。）

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成24年 3 月 3 日 至 平成24年 9 月 3 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当計算期間は期末が休日のため平成24年 3 月 3 日から平成24年 9 月 3 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	(平成24年 3 月 2 日現在)	(平成24年 9 月 3 日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	7,289,978,616口	7,843,170,853口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 536,014,424円	元本の欠損 1,659,487,635円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.9265円 (1万口当たり純資産額 9,265円)	1口当たり純資産額 0.7884円 (1万口当たり純資産額 7,884円)

(金融商品に関する注記)

	自 平成23年 9 月 3 日 至 平成24年 3 月 2 日	自 平成24年 3 月 3 日 至 平成24年 9 月 3 日
1. 金融商品の状況に関する事項	(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。 (2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 金融商品の内容	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左

当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券関係）に記載しております。

金融商品に係るリスク

当ファンドが実質的に保有している金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。

市場リスク

金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。

信用リスク

各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。

流動性リスク

必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。

また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明

（３）金融商品に係るリスク管理体制

同左

（４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明

2. 金融商品の時価等に関する事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 株式 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左 （２）時価の算定方法 同左
--------------------------	--	--

（関連当事者との取引に関する注記）

（平成24年３月２日現在）	（平成24年９月３日現在）
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	自 平成23年 9 月 3 日 至 平成24年 3 月 2 日	自 平成24年 3 月 3 日 至 平成24年 9 月 3 日
開示対象ファンドの期首における当該マ ザーファンドの元本額	7,358,733,295円	7,289,978,616円
同期中における追加設定元本額	477,009,008円	804,492,576円
同期中における解約元本額	545,763,687円	251,300,339円
同期末における元本の内訳*		
ファンド名		
損保ジャパン日本株オープン	626,480,966円	601,744,335円
損保ジャパン日本株ファンド	2,112,353,396円	2,242,930,795円
ハッピーエイジング20	1,229,298,898円	1,341,935,095円
ハッピーエイジング30	1,310,134,591円	1,427,604,107円
ハッピーエイジング40	1,305,743,567円	1,451,647,422円
ハッピーエイジング50	400,162,099円	448,029,772円
ハッピーエイジング60	77,224,267円	91,081,586円
損保ジャパン日本株オープン(D C 年金)	164,132,780円	173,940,404円
スター・マンスリープラス	64,448,052円	64,257,337円
（合計）	7,289,978,616円	7,843,170,853円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係）

（自平成23年 9 月 3 日 至平成24年 3 月 2 日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	21,609,321
合計	21,609,321

（自平成24年 3 月 3 日 至平成24年 9 月 3 日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	439,756,079
合計	439,756,079

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

() 株式

次表の通りです。

平成24年9月3日現在

通貨種類	銘 柄	株数	評価単価	評価金額	備考
日本・円	長谷工コーポレーション	1,039,500	49	50,935,500	-
	戸田建設	42,000	233	9,786,000	-
	協和エクシオ	49,700	845	41,996,500	-
	キリンHD	70,000	966	67,620,000	-
	エディオン	42,700	342	14,603,400	-
	アルフレッサホールディングス	9,500	3,820	36,290,000	-
	ナフコ	5,800	1,369	7,940,200	-
	グンゼ	78,000	197	15,366,000	-
	ドトール・日レスHD	16,900	965	16,308,500	-
	ココカラファイン	10,300	2,735	28,170,500	-
	日本製紙G本社	23,200	925	21,460,000	-
	東亜合成	61,000	285	17,385,000	-
	イビデン	9,800	1,178	11,544,400	-
	カネカ	64,000	382	24,448,000	-
	三井化学	121,000	157	18,997,000	-
	イーピーエス	85	234,800	19,958,000	-
	塩野義製薬	133,600	1,129	150,834,400	-
	ツムラ	33,500	2,363	79,160,500	-
	日医工	10,300	1,740	17,922,000	-
	テルモ	23,900	3,430	81,977,000	-
	みらかホールディングス	14,300	3,515	50,264,500	-
	パーク24	17,900	1,300	23,270,000	-
	オービック	2,300	16,240	37,352,000	-
	ビー・エム・エル	5,000	1,987	9,935,000	-
	もしもしホットライン	36,900	1,212	44,722,800	-
	富士フイルムHLDGS	33,400	1,292	43,152,800	-
	JXホールディングス	162,600	394	64,064,400	-
	東海ゴム工業	28,600	829	23,709,400	-
	新日本製鐵	636,000	152	96,672,000	-
	住友金属工業	299,000	111	33,189,000	-
	JFEホールディングス	78,700	984	77,440,800	-
	山陽特殊製鋼	51,000	259	13,209,000	-
	三井金属	152,000	160	24,320,000	-
	ユニオンツール	10,800	1,138	12,290,400	-
	住友重機械	110,000	272	29,920,000	-
	ダイキン工業	82,300	2,067	170,114,100	-
	ダイフク	43,500	413	17,965,500	-
	東芝	212,000	249	52,788,000	-
	三菱電機	309,000	632	195,288,000	-
	日本電産	41,700	6,140	256,038,000	-
	ジーエス・ユアサコーポ	177,000	294	52,038,000	-
	メルコホールディングス	14,100	1,650	23,265,000	-
	富士通	257,000	313	80,441,000	-
	サンケン電気	52,000	239	12,428,000	-

	富士通ゼネラル	29,000	673	19,517,000	-
	ソニー	51,400	876	45,026,400	-
	ミツミ電機	24,100	427	10,290,700	-
	日本電波工業	10,500	927	9,733,500	-
	ホシデン	22,300	400	8,920,000	-
	堀場製作所	14,000	2,282	31,948,000	-
	デンソー	58,500	2,587	151,339,500	-
	コーセル	10,200	1,025	10,455,000	-
	スタンレー電気	38,100	1,168	44,500,800	-
	ウシオ電機	33,000	920	30,360,000	-
	新光電気工業	26,200	500	13,100,000	-
	村田製作所	7,000	3,815	26,705,000	-
	日産自動車	26,600	729	19,391,400	-
	トヨタ自動車	20,000	3,090	61,800,000	-
	武蔵精密工業	11,000	1,447	15,917,000	-
	本田技研	82,300	2,453	201,881,900	-
	エクセディ	19,400	1,613	31,292,200	-
	タカタ	23,700	1,476	34,981,200	-
	サイゼリヤ	28,900	1,200	34,680,000	-
	H O Y A	23,000	1,757	40,411,000	-
	キャノン	40,600	2,550	103,530,000	-
	パラマウントベッドH D	7,700	2,399	18,472,300	-
	トッパン・フォームズ	33,300	696	23,176,800	-
	大日本印刷	106,000	548	58,088,000	-
	任天堂	12,700	8,650	109,855,000	-
	ニフコ	33,900	1,837	62,274,300	-
	三井物産	104,900	1,079	113,187,100	-
	東京エレクトロン	13,000	3,660	47,580,000	-
	住友商事	181,500	1,031	187,126,500	-
	三菱商事	67,400	1,430	96,382,000	-
	阪和興業	58,000	265	15,370,000	-
	島忠	18,800	1,617	30,399,600	-
	イズミ	24,300	1,552	37,713,600	-
	ケーズホールディングス	11,500	2,226	25,599,000	-
	三菱U F J フィナンシャルG	398,600	356	141,901,600	-
	りそなホールディングス	189,200	307	58,084,400	-
	三井住友トラストH D	237,000	218	51,666,000	-
	三井住友フィナンシャルG	29,900	2,433	72,746,700	-
	千葉銀行	148,000	453	67,044,000	-
	横浜銀行	348,000	365	127,020,000	-
	群馬銀行	90,000	407	36,630,000	-
	百五銀行	55,000	346	19,030,000	-
	京都銀行	66,000	627	41,382,000	-
	みずほフィナンシャルG	1,232,300	126	155,269,800	-
	山口フィナンシャルG	60,000	652	39,120,000	-
	ジャフコ	24,500	1,475	36,137,500	-
	野村ホールディングス	136,400	264	36,009,600	-
	M S & A D	135,600	1,246	168,957,600	-
	第一生命	1,325	80,800	107,060,000	-
	東京海上H D	65,100	1,893	123,234,300	-

	ゴールドクレスト	9,500	1,162	11,039,000	-
	東日本旅客鉄道	49,500	5,230	258,885,000	-
	西日本旅客鉄道	12,100	3,420	41,382,000	-
	山九	118,000	296	34,928,000	-
	商船三井	383,000	192	73,536,000	-
	住友倉庫	60,000	344	20,640,000	-
	日本電信電話	72,400	3,615	261,726,000	-
	ゼンリン	16,400	894	14,661,600	-
	沖縄電力	6,500	2,495	16,217,500	-
	ベネッセホールディングス	26,400	3,845	101,508,000	-
	ニチイ学館	43,400	795	34,503,000	-
	ダイセキ	24,200	1,272	30,782,400	-
	ヤマダ電機	4,200	3,730	15,666,000	-
通貨計・円				6,144,353,400	-
ファンド計				6,144,353,400	-

（ ）株式以外の有価証券
該当事項はございません。

損保ジャパン - T C W ・ M B S マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

区分	(平成24年3月2日現在)	(平成24年9月3日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	270,661,168	79,204,347
コール・ローン	9,635,659	16,215,664
国債証券	-	12,889,749
特殊債券	1,469,294,787	1,398,478,542
社債券	42,474,507	28,550,029
未収入金	21,038,708	64,347,130
未収利息	3,999,986	3,840,724
前払費用	880	18,967
流動資産合計	1,817,105,695	1,603,545,152
資産合計	1,817,105,695	1,603,545,152
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	56,250	-
未払金	117,108,216	104,506,976
流動負債合計	117,164,466	104,506,976
負債合計	117,164,466	104,506,976
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	1,197,011,420	1,074,003,790
剰余金		
剰余金	502,929,809	425,034,386
純資産合計	1,699,941,229	1,499,038,176
負債・純資産合計	1,817,105,695	1,603,545,152

「損保ジャパン-T C W ・ M B S マザーファンド」は、平成10年10月30日に信託契約を締結し、平成24年11月8日に第14期決算を行います。上の表は、平成24年3月2日及び平成24年9月3日現在における同マザーファンドの状況です。（同マザーファンドの計算期間は「スター・マンスリープラス」の計算期間とは異なります。）

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成24年 3 月 3 日 至 平成24年 9 月 3 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券・社債券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法による時価法によっております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
4. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。
6. その他	但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 当計算期間は期末が休日のため平成24年 3 月 3 日から平成24年 9 月 3 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	（平成24年 3 月 2 日現在）	（平成24年 9 月 3 日現在）
1．計算期間末日における受益権の総数	1,197,011,420口	1,074,003,790口
2．計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 1.4202円 （1 万口当たり純資産額 14,202円）	1 口当たり純資産額 1.3957円 （1 万口当たり純資産額 13,957円）

（金融商品に関する注記）

	自 平成23年 9 月 3 日 至 平成24年 3 月 2 日	自 平成24年 3 月 3 日 至 平成24年 9 月 3 日
1．金融商品の状況に関する事項	（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券関係）に記載しております。また、当ファンドでは外貨の送金または実質外貨建て資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で為替予約取引を行っております。 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券関係）に記載しております。 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項	金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。 （４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 特殊債券・社債券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。	（４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左 （２）時価の算定方法 国債証券・特殊債券・社債券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
--------------------------	---	--

	派生商品評価勘定 デリバティブ取引等関係に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び 金銭債務 短期間で決済されるため、帳簿価額 を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び 金銭債務 短期間で決済されるため、帳簿価額 を時価としております。
--	---	--

（関連当事者との取引に関する注記）

（平成24年3月2日現在）	（平成24年9月3日現在）
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	自 平成23年 9 月 3 日 至 平成24年 3 月 2 日	自 平成24年 3 月 3 日 至 平成24年 9 月 3 日
開示対象ファンドの期首における当該マ ザーファンドの元本額	1,480,931,163円	1,197,011,420円
同期中における追加設定元本額	64,254,043円	57,955,632円
同期中における解約元本額	348,173,786円	180,963,262円
同期末における元本の内訳*		
ファンド名		
損保ジャパン-T C W・M B S オープン A コース(為替ヘッジあり)	296,647,323円	279,017,803円
損保ジャパン-T C W・M B S オープン B コース(為替ヘッジなし)	366,397,728円	323,199,108円
損保ジャパン-T C W・M B S ファンド (毎月分配型)	299,073,054円	261,043,280円
スター・マンスリープラス	170,401,758円	148,513,697円
損保ジャパン - T C W・M B S オープン (D C 年金) B コース(為替ヘッジなし)	64,491,557円	62,229,902円
(合計)	1,197,011,420円	1,074,003,790円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係）

（自平成23年 9 月 3 日 至平成24年 3 月 2 日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
特殊債券	9,230,886
社債券	164,520
合計	9,395,406

（自平成24年 3 月 3 日 至平成24年 9 月 3 日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	24,154
特殊債券	24,003,439
社債券	380,513
合計	24,408,106

（デリバティブ取引等関係）

（自平成23年9月3日 至平成24年3月2日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（通貨関連）

平成24年3月2日現在

種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	20,263,750	-	20,320,000	56,250
合計	20,263,750	-	20,320,000	56,250

（注）時価の算定方法

1．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該予約為替は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

（ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はございません。

（自平成24年3月3日 至平成24年9月3日）

該当事項はございません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

() 株式

該当事項はございません。

() 株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成24年9月3日現在

通貨	種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ・ドル	国債証券	US TREASURY N/B 0.25%	165,000	164,767.35	-
	特殊債券	7.5% GNMA 1997-2 E	135,469	156,931.12	-
	特殊債券	FNMA ARM 392168	18,628	19,828.67	-
	特殊債券	FNMA PL#0555051	123,718	131,427.84	-
	特殊債券	FN676712	235,456	250,537.10	-
	特殊債券	FN 676697	108,287	115,393.44	-
	特殊債券	FN 676766	267,435	284,962.98	-
	特殊債券	FN 683352	250,620	267,135.85	-
	特殊債券	FNR 2003-21 FK	93,961	94,359.99	-
	特殊債券	G2 80727	307,139	318,008.86	-
	特殊債券	FG B15591	61,159	66,353.11	-
	特殊債券	G2SF 3565	861,274	933,776.28	-
	特殊債券	FHR 2812 MF	247,402	249,487.92	-
	特殊債券	FHR 2544 PD	146,727	148,443.42	-
	特殊債券	FG A47413	530,841	571,147.67	-
	特殊債券	FN 930543	495,160	536,218.84	-
	特殊債券	FN 257281	293,164	322,600.20	-
	特殊債券	FN MA0023	288,708	315,892.42	-
	特殊債券	FHR 3626 MA	229,994	240,518.65	-
	特殊債券	FG A90657	439,998	494,002.89	-
	特殊債券	FN AD0546	55,050	59,109.47	-
	特殊債券	FNR 2002-82 FP	54,339	54,382.38	-
	特殊債券	FHR 3346 FA	186,716	186,997.68	-
	特殊債券	FNR 2003-74 F	179,943	180,083.14	-
	特殊債券	FNR 2007-104 SA	1,269,837	217,027.84	-
	特殊債券	FHR 3384 SL	579,428	78,987.58	-
	特殊債券	FN 995793	139,177	153,999.68	-
	特殊債券	FHR 2885 DT	65,653	66,147.00	-
	特殊債券	FG G12180	125,837	134,732.14	-
	特殊債券	FG G12057	115,217	122,228.46	-
	特殊債券	GNR 2010-29 BA	205,510	213,407.24	-
	特殊債券	GNR 2010-116 MP	299,103	316,038.57	-
	特殊債券	FNR 2006-51 SP	409,306	72,688.60	-
	特殊債券	NGN 2010-R2 1A	311,412	312,776.20	-
	特殊債券	NGN 2010-R2 2A	218,064	218,474.17	-
	特殊債券	LLB GOLD 4.0 GOLDMAN	247,970	273,550.92	-
	特殊債券	NGN 2010-R3 2A	103,460	104,236.32	-
	特殊債券	NGN 2010-R3 1A	236,042	237,458.13	-
	特殊債券	FG J13884	228,508	245,554.22	-
	特殊債券	GNR 2009-66 XS	467,718	63,932.34	-
	特殊債券	FN AD0849	136,258	156,152.53	-

	特殊債券	NGN 2011-R1 1A	172,650	173,297.90	-
	特殊債券	FNR 2009-33 FB	188,918	192,571.69	-
	特殊債券	NGN 2011-R2 1A	155,492	155,992.62	-
	特殊債券	NGN 2011-C1 2A	158,938	159,020.96	-
	特殊債券	FG G06242	408,606	458,758.27	-
	特殊債券	NGN 2011-R4 1A	177,777	177,831.91	-
	特殊債券	NGN 2011-R5 1A	216,075	216,345.16	-
	特殊債券	FG G06391	282,927	310,543.46	-
	特殊債券	FG A95668	508,954	561,457.99	-
	特殊債券	FG G06360	504,968	557,061.03	-
	特殊債券	FN AH1183	489,148	529,625.32	-
	特殊債券	FG G06361	485,705	535,809.80	-
	特殊債券	FN AE0588	196,976	221,670.72	-
	特殊債券	FNR 2003-134 FC	244,090	246,626.11	-
	特殊債券	FHR 2610 FD	245,835	247,464.69	-
	特殊債券	FHR 3001 HS	64,580	77,603.93	-
	特殊債券	NGN 2011-R6 1A	201,506	201,749.78	-
	特殊債券	FNR 2003-131 FC	266,059	270,270.83	-
	特殊債券	FHR 2380 CF	176,640	178,341.44	-
	特殊債券	FNR 2012-33 F	195,354	196,694.40	-
	特殊債券	FN AB5215	293,627	312,539.20	-
	特殊債券	FN 254548	171,561	189,832.22	-
	特殊債券	FN AL0851	160,831	177,425.07	-
	特殊債券	FHLB DISCOUNT NT 0.0%	235,000	234,992.95	-
	特殊債券	FHLB DISCOUNT NT 0.0%	255,000	254,994.90	-
	特殊債券	FNM DISCOUNT NT 0.0%	125,000	124,997.50	-
	特殊債券	FHR 2711 FA	221,390	225,700.35	-
	特殊債券	G2 MA0243	184,611	191,729.16	-
	特殊債券	G2SF 3.5 9/12	205,000	221,590.65	-
	特殊債券	FGCI 2.5 10/12	195,000	201,885.45	-
	特殊債券	FHLB DISCOUNT NT 0.0%	515,000	514,917.60	-
	特殊債券	FNM DISCOUNT NT 0.0%	215,000	214,972.05	-
	特殊債券	FNCL 3 10/12	260,000	269,058.40	-
	特殊債券	FNCL 2.5 10/12	85,000	88,133.95	-
	社債券	MASTR 2003-6 5A1	350,940	364,949.88	-
アメリカ・ドル 通貨計			19,748,846	18,406,216.55	-
				(1,439,918,320円)	-
ファンド計				(1,439,918,320円)	-

（注1）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

(注2) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率(%)	合計額に対する比率(%)
アメリカ・ドル	国債証券 1銘柄	0.86	0.90
アメリカ・ドル	特殊債券 74銘柄	93.29	97.12
アメリカ・ドル	社債券 1銘柄	1.90	1.98
合計	76銘柄	96.06	100.00

組入時価比率は通貨種類毎の組入時価の純資産に対する比率、合計額に対する比率は外貨建有価証券の時価総額に対する外貨毎の種類別の有価証券の時価の比率です。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年10月11日現在

資産総額（円）	257,948,888
負債総額（円）	94,707
純資産総額（ - ）（円）	257,854,181
発行済数量（口）	435,594,945
1単位当り純資産額（ / ）（円）	0.5920

< 参 考 >

純資産額計算書

損保ジャパン日本株マザーファンド

平成24年10月11日現在

資産総額（円）	6,181,921,686
負債総額（円）	47,061,393
純資産総額（ - ）（円）	6,134,860,293
発行済数量（口）	7,850,151,213
1単位当り純資産額（ / ）（円）	0.7815

損保ジャパン - T C W ・ M B S マザーファンド

平成24年10月11日現在

資産総額（円）	1,482,672,966
負債総額（円）	0
純資産総額（ - ）（円）	1,482,672,966
発行済数量（口）	1,058,600,884
1単位当り純資産額（ / ）（円）	1.4006

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

7. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成24年10月末現在）

資本金の額 1,550百万円
会社が発行する株式の総数 50,000株
発行済株式総数 24,085株
最近5年間における主な資本金の額の増減

平成21年12月29日 資本金の額を1,200百万円から1,550百万円に増額しました。

（2）会社の機構（平成24年10月末現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき3名以上20名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権を行使することができる株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席して、その過半数によって決し、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。補欠により就任した取締役の任期は、前任取締役の残任期間までとし、増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とします。

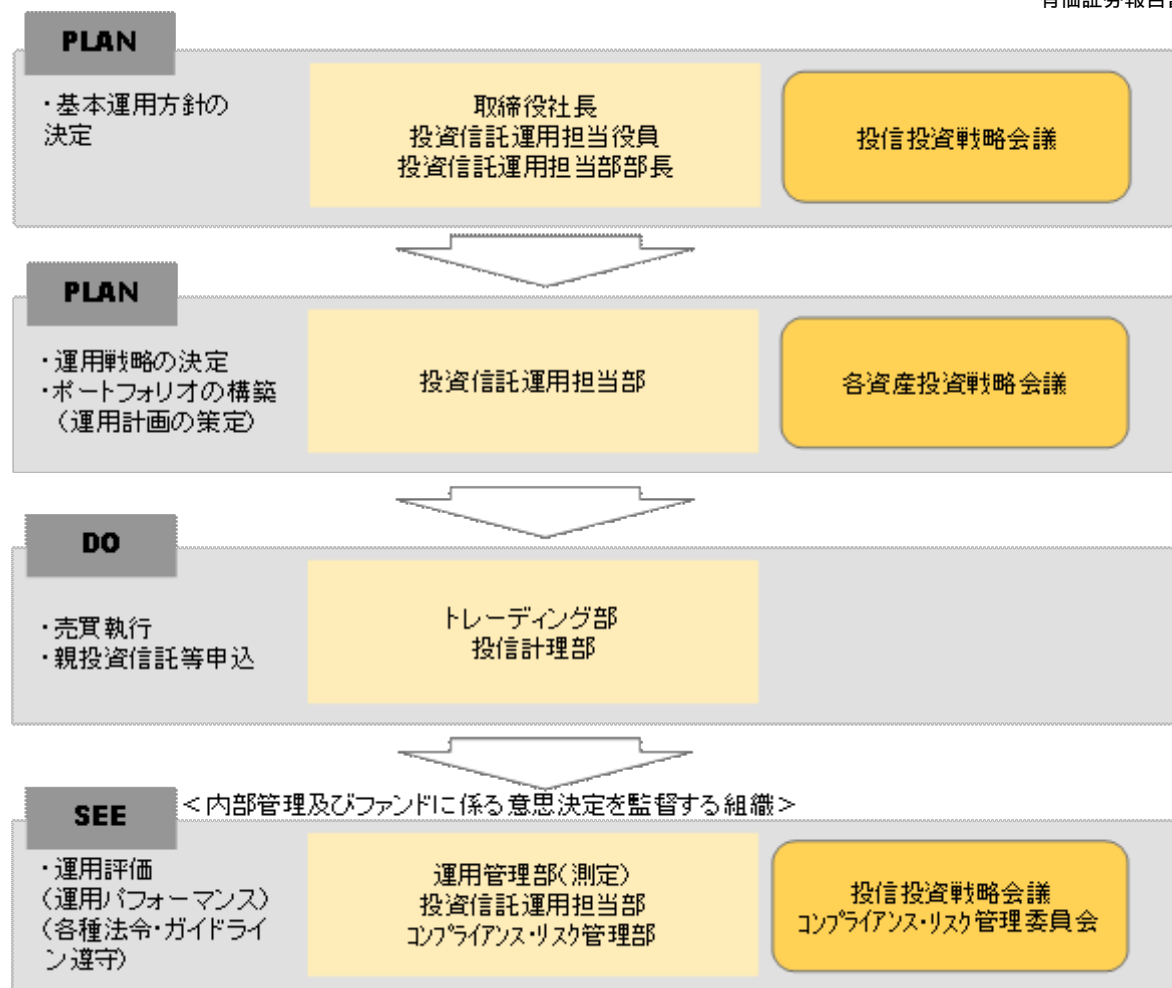
取締役会は、取締役中より代表取締役を選任します。また、取締役の中から会長、社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は、取締役社長が召集し、議長となります。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は開催日の少なくとも3日前にこれを発します。ただし、緊急の必要のあるときはこの限りではありません。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

- ・ 投信投資戦略会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。
 - ・ 各資産投資戦略会議は、投信投資戦略会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、運用計画を策定します。
- 銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。
- ・ 各資産投資戦略会議で策定された運用計画に基づき、トレーディング部が最良執行の観点から売買を執行します。
 - ・ 運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、投信投資戦略会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成24年10月末現在、計79本（追加型株式投資信託75本、単位型株式投資信託4本）であり、その純資産総額の合計は277,951百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			1,405,679		1,657,198
2 前払費用			48,213		61,869
3 未収委託者報酬			454,473		445,492
4 未収運用受託報酬			218,965		225,939
5 未収収益			24		26
6 その他			657		5,123
流動資産合計			2,128,013		2,395,650
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物	* 1		81,367		67,779
(2) 器具備品	* 1		47,612		24,189
有形固定資産合計			128,980		91,968
2 無形固定資産					
(1) 電話加入権			4,535		4,535
(2) 意匠権			15		1
無形固定資産合計			4,550		4,536
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			25,013		26,392
(2) 関係会社株式			41,085		41,085
(3) 長期差入保証金			193,917		193,917
(4) その他			24		29
投資その他の資産合計			260,040		261,424
固定資産合計			393,571		357,929
資産合計			2,521,585		2,753,579

		前事業年度 （平成23年3月31日）		当事業年度 （平成24年3月31日）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
1 預り金			5,196		8,026
2 未払金					
（1）未払手数料		205,358		193,715	
（2）その他未払金	* 2	81,409	286,767	90,111	283,826
3 未払費用	* 2		165,776		174,396
4 未払消費税等			21,571		51,506
5 未払法人税等			7,947		8,408
6 賞与引当金			38,191		46,161
流動負債合計			525,451		572,327
固定負債					
1 退職給付引当金			27,191		36,984
2 資産除去債務			7,233		7,361
固定負債合計			34,424		44,345
負債合計			559,876		616,673
（純資産の部）					
株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
（1）資本準備金			504,824		413,280
（2）その他資本剰余金			840,448		-
資本剰余金合計			1,345,273		413,280
3 利益剰余金					
（1）その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			931,993		174,819
利益剰余金合計			931,993		174,819
株主資本合計			1,963,280		2,138,099
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			1,571		1,192
評価・換算差額等合計			1,571		1,192
純資産合計			1,961,708		2,136,906
負債・純資産合計			2,521,585		2,753,579

（２）【損益計算書】

		前事業年度 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）		当事業年度 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
1 委託者報酬		2,087,471		2,230,173	
2 運用受託報酬	* 1	1,119,624	3,207,095	2,102,922	4,333,096
営業費用					
1 支払手数料	* 1	983,355		1,036,217	
2 広告宣伝費		18,473		9,632	
3 公告費		4,353		2,605	
4 調査費		815,932		1,069,759	
（1）調査費	* 1	375,917		514,165	
（2）委託調査費	* 1	438,375		553,110	
（3）図書費		1,640		2,483	
5 営業雑経費		153,663		146,308	
（1）通信費		22,499		21,015	
（2）印刷費		124,238		117,009	
（3）諸会費		6,926	1,975,779	8,283	2,264,524
一般管理費					
1 給料		866,979		1,266,858	
（1）役員報酬	*1,*2	35,800		48,673	
（2）給料・手当		742,301		1,128,546	
（3）賞与		88,877		89,637	
2 福利厚生費		84,635		85,435	
3 交際費		2,994		5,241	
4 寄付金		100		100	
5 旅費交通費		24,139		34,135	
6 法人事業税		8,453		10,345	
7 租税公課		5,779		6,466	
8 不動産賃借料		193,932		232,869	
9 退職給付費用		23,281		30,164	
10 賞与引当金繰入		38,191		46,161	

		前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
11 固定資産減価償却費		43,760		39,575	
12 諸経費	* 1	146,951	1,439,200	134,414	1,891,767
営業利益又は営業損失（ ）			207,884		176,803
営業外収益					
1 受取配当金		237		415	
2 受取利息		261		186	
3 有価証券売却益		362		613	
4 有価証券償還益		22		-	
5 為替差益		-		281	
6 雑益		1,432	2,315	817	2,314
営業外費用					
1 為替差損		1,783		-	
2 雑損		2	1,785	2,008	2,008
経常利益又は経常損失（ ）			207,354		177,110
特別損失					
1 固定資産除却損	* 3	241		1	
2 その他特別損失	* 4	26,796	27,038	-	1
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）			234,392		177,109
法人税、住民税及び事業税			2,290		2,290
当期純利益又は当期純損失（ ）			236,682		174,819

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,550,000	1,550,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,550,000	1,550,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	504,824	504,824
当期変動額		
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	91,544
当期変動額合計	-	91,544
当期末残高	504,824	413,280
その他資本剰余金		
当期首残高	-	840,448
当期変動額		
合併による増加	840,448	-
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	91,544
欠損填補	-	931,993
当期変動額合計	840,448	840,448
当期末残高	840,448	-
資本剰余金合計		
当期首残高	504,824	1,345,273
当期変動額		
合併による増加	840,448	-
欠損填補	-	931,993
当期変動額合計	840,448	931,993
当期末残高	1,345,273	413,280
利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	695,310	931,993
当期変動額		
欠損填補	-	931,993
当期純利益又は当期純損失（ ）	236,682	174,819
当期変動額合計	236,682	1,106,812
当期末残高	931,993	174,819

	前事業年度 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）
利益剰余金合計		
当期首残高	695,310	931,993
当期変動額		
欠損填補	-	931,993
当期純利益又は当期純損失（ ）	236,682	174,819
当期変動額合計	236,682	1,106,812
当期末残高	931,993	174,819
株主資本合計		
当期首残高	1,359,514	1,963,280
当期変動額		
合併による増加	840,448	-
当期純利益又は当期純損失（ ）	236,682	174,819
当期変動額合計	603,765	174,819
当期末残高	1,963,280	2,138,099
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	460	1,571
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	2,031	378
当期変動額合計	2,031	378
当期末残高	1,571	1,192
評価・換算差額等合計		
当期首残高	460	1,571
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	2,031	378
当期変動額合計	2,031	378
当期末残高	1,571	1,192
純資産合計		
当期首残高	1,359,974	1,961,708
当期変動額		
合併による増加	840,448	-
当期純利益又は当期純損失（ ）	236,682	174,819
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	2,031	378
当期変動額合計	601,734	175,197
当期末残高	1,961,708	2,136,906

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	3～20年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法によっております。

5．消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

* 1．有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	21,783千円	35,372千円
器具備品	59,352	57,527

* 2．関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
その他未払金	10,000千円	10,000千円
未払費用	5,846	4,336

（損益計算書関係）

* 1．関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
運用受託報酬	4,157千円	- 千円
支払手数料	5,745	-
調査費	721	-
委託調査費	53,500	77,288
役員報酬	-	6,174
諸経費	2,670	4,504

* 2．役員報酬の限度額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
取締役 年額	200,000千円以内	200,000千円以内
監査役 年額	50,000	50,000

* 3．固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
器具備品	241千円	1千円

* 4 . その他特別損失の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
その他特別損失	受入出向者負担金の見直しに伴う過年度影響額26,368千円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額428千円であります。	-----

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	16,860株	7,225株	- 株	24,085株

(注) 当事業年度に増加しました7,225株は、平成22年10月 1 日付のゼスト・アセットマネジメント株式会社との合併に伴う新株発行であります。

2 . 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 . 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 . 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2 . 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（１）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品であります。

（２）リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：千円）

	前事業年度（平成23年３月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	22,549	17,829	4,720
合計	22,549	17,829	4,720

（単位：千円）

	当事業年度（平成24年３月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	14,131	13,324	806
合計	14,131	13,324	806

未経過リース料期末残高相当額等

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年３月31日）	当事業年度 （平成24年３月31日）
未経過リース料期末 残高相当額		
１年内	4,254	886
１年超	886	-
合計	5,141	886

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
支払リース料	5,069	4,386
減価償却費相当額	4,509	3,913
支払利息相当額	353	132

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2．参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,405,679	1,405,679	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	9,263	9,263	-
資産計	1,414,942	1,414,942	-

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,657,198	1,657,198	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	10,642	10,642	-
資産計	1,667,840	1,667,840	-

注1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額または取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

注2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	15,750	15,750
関係会社株式	41,085	41,085

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

注3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	1,405,302	-	-	-
(2) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	-	-	-	8,408
合計	1,405,302	-	-	8,408

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	1,657,075	-	-	-
(2) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	-	1,076	-	8,651
合計	1,657,075	1,076	-	8,651

注4．社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．売買目的有価証券

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 41,085千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 41,085千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

４．その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（平成23年３月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小 計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	9,263	10,835	1,571
	小 計	9,263	10,835	1,571
合計		9,263	10,835	1,571

当事業年度（平成24年３月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,076	1,000	76
	小 計	1,076	1,000	76
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	9,565	10,835	1,269
	小 計	9,565	10,835	1,269
合計		10,642	11,835	1,192

５．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	2,362	366	4
合計	2,362	366	4

当事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	19,564	613	-
合計	19,564	613	-

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

２．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成23年３月31日）	当事業年度 （平成24年３月31日）
退職給付債務（千円）	27,191	36,984
退職給付引当金（千円）	27,191	36,984

３．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
勤務費用等（千円）	23,281	30,164
退職給付費用（千円）	23,281	30,164

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

該当事項はありません。

５．当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	451,478千円	313,704千円
ソフトウェア損金算入限度超過額	64,476	65,584
未払費用否認	15,722	17,652
賞与引当金	15,540	17,546
退職給付引当金	11,064	13,277
その他	8,882	9,776
繰延税金資産小計	567,163	437,541
評価性引当額	564,829	435,790
繰延税金資産合計	2,334	1,750
繰延税金負債		
固定資産除去価額	2,334	1,750
繰延税金負債合計	2,334	1,750
繰延税金資産（負債）の純額	-	-

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	-	40.7%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	1.0
住民税均等割	-	1.3
税務上の繰越欠損金の利用	-	41.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	1.3

（注）前事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

3．法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債等の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）及び法人税等調整額に影響はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.7%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
期首残高（注）	5,685千円	7,233千円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	1,438	-
時の経過による調整額	109	128
期末残高	7,233	7,361

（注）前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年 3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
損保ジャパンひまわり生命保険株式会社	167,685	-
日本興亜損害保険株式会社	106,182	-
株式会社損害保険ジャパン	73,474	-

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
株式会社損害保険ジャパン	592,950	-
日本興亜損害保険株式会社	483,987	-
NKSJひまわり生命保険株式会社	179,864	-

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

記載すべき重要な取引はありません。

（２）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

記載すべき重要な取引はありません。

（３）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区	91,249,175	損害保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任及び助言（注１）	運用受託報酬の受取り	106,182	未収運用受託報酬	52,949

注１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注１）運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区	70,000,000	損害保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任及び助言（注１）	運用受託報酬の受取り	575,888	未収運用受託報酬	1,749
同一の親会社を持つ会社	日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区	91,249,175	損害保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任及び助言（注１）	運用受託報酬の受取り	483,987	未収運用受託報酬	51,986
同一の親会社を持つ会社	NKSJひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注１）	運用受託報酬の受取り	179,864	未収運用受託報酬	99,060

注１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注１）運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

（４）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

NKSJホールディングス株式会社（東京証券取引所・大阪証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
１株当たり純資産額	81,449.39円	88,723.53円
１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）	11,561.28円	7,258.42円

- （注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- ２．１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	236,682	174,819
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	236,682	174,819
期中平均株式数（株）	20,472	24,085

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと、
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと、
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

資本金の額

247,369百万円（平成24年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成24年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の処理の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

（単位：百万円、平成24年3月末現在）

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社東京スター銀行	26,000	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

受益権の一部解約事務及び収益分配金、償還金の支払い等のみを行い、受益権の募集の取扱いはい行いません。

(3) 投資顧問会社

名称

TCW INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY

資本金の額

25千ドル（平成24年6月末現在）

（1,982千円、1ドル=79.31円換算）

事業の内容

米国において有価証券等に係る投資顧問業務及び投資信託委託業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務等を行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社より当ファンドのマザーファンドの一つである「損保ジャパン - T C W ・ M B S マザーファンド」の米ドル建て M B S の運用の指図に係る権限の委託を受け、投資判断及び発注等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

TCW INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY の持ち株会社であるTHE TCW GROUP INC.は、委託会社の株主であり、その保有株式数は、5,058株（持株比率21.0%）です。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、下記のとおり提出しております。

平成24年3月12日	臨時報告書
平成24年6月1日	有価証券報告書
平成24年6月11日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年11月1日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスター・マンスリープラスの平成24年3月3日から平成24年9月3日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スター・マンスリープラスの平成24年9月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月4日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。